

昭和四十一年通商産業省令第五十二号

液化石油ガス保安規則

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、液化石油ガス保安規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等（第三節）
第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（第三十八条―第四十一条）
第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第四十二条―第四十四条）
第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等（第四十五条―第四十六条）
第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等（第四十七条―第五十条）
第七章 高圧ガスの消費に係る届出等（第五十一条―第五十八条）
第八章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第五十九条・第六十条）
第九章 自主保安のための措置（第六十一条―第七十六条）
第十章 保安検査及び定期自主検査
第一節 保安検査（第七十七条―第八十条）
第二節 定期自主検査（第八十一条・第八十二条の二）
第十一章 危険時の措置（第八十二条）
第十二章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第八十三条―第九十二条の七）
第十三章 雑則（第九十三条―第九十九条）
附則
第一章 総則
（適用範囲）
第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）に基づいて、液化石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするもの）に限り、かつ、液化石油ガスの分離又は精製のための設備及び液化

石油ガス以外の高圧ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備におけるもの並びに冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に関する保安（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に規定する特定製造事業所に係る高圧ガスの製造に関する保安を除く。）について規定する。（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
ロ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院
ハ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、収容定員三百人以上のもの
ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和二十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
ホ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物
ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第二十九号により博物館に相当する施設として指定された施設
ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの

- 二 第二種保安物件 第一種保安物件以外の建築物であつて、住居の用に供するもの（事業所又は販売所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
三 貯槽 液化石油ガスの貯蔵設備であつて、地盤面に対して移動することができないもの
四 低温貯槽 液化石油ガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態を貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの
五 バルク貯槽 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成

九年通商産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第一条第二項第二号に規定するもの
六 貯蔵能力 貯蔵設備に貯蔵することができる液化石油ガスの数量であつて、貯蔵設備が貯槽（バルク貯槽を除く。）である場合にあつては次のイの算式により、バルク貯槽については次のロの算式（地盤面に設置するものであつて、内容積が二千リットル以上のもの）にあつては次のイの算式）により、容器である場合にあつては次のハの算式により得られたもの

- イ $W \ll C_1 w V$
ロ $W \ll 0.85 w V$
ハ $W \ll V / C_2$
これらの式において、W、C₁、w、V及びC₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。
W 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 キログラム）の数値
C₁ 〇・九（低温貯槽にあつては、その内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の容積の比の値）
w 貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値
V 貯蔵設備の内容積（単位 リットル）の数値
C₂ 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二十二条に規定する数値
七 充填容器 現に液化石油ガス（液化石油ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器
八 残ガス容器 現に液化石油ガスを充填してある容器であつて、充填容器以外のもの
九 移動式製造設備 製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための設備（以下「製造設備」という。）であつて、地盤面に対して移動することができるもの

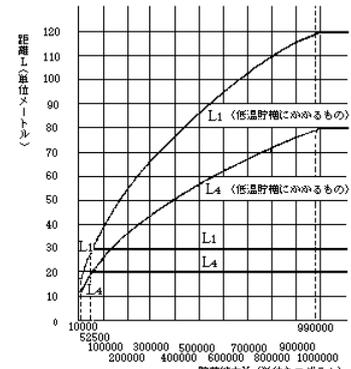
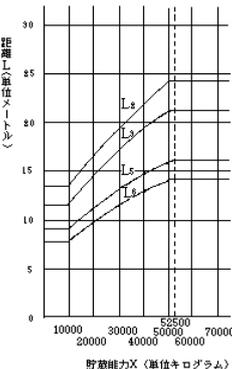
- 十 定置式製造設備 製造設備であつて、移動式製造設備以外のもの
- 十一 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする液化石油ガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分
- 十二 高圧ガス設備 ガス設備のうち、高圧ガスが通る部分
- 十三 処理設備 圧縮、液化その他の方法でガスを処理することができる設備であつて、高圧ガスを製造するもの
- 十四 減圧設備 高圧ガスを高圧ガスでないガスにする設備
- 十五 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの
- イ ポンプ $Q_{11} = W_{11} \times 2.4 \times 0.9 \times 2.2 \times 4$
- ロ 圧縮機 $Q_{12} = W_{12} \times 2.4$
- ハ 蒸発器 $Q_{13} = W_{13} \times 2.4 \times 2.2 \times 4 / M$
- ニ 凝縮器 $Q_{14} = W_{14} \times 2.4 \times 2.2 \times 4 / M$
- ホ その他処理設備
- （イ） 内部冷却器付貯槽 $Q_{15} = V_{15} \times 10 P_5$
- （ロ） 加圧蒸発器付低温貯槽
- ① 気化ガスを取り出す場合 $Q_{16} = W_{16} / (2.2 \times 4 / M \times 0.9 \times 10000) \times (10 P_6 + 1) \times 2.4$
- ② 液化ガスを取り出す場合 $Q_{17} = V_{17} \times (10 P_6 + 1) \times 2.4$
- （ハ） 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽 $Q_{18} = (10 P_7 + 1) \times C \times V_7$
- （ニ） 加圧蒸発器付容器 $Q_{19} = (10 P_8 + 1) \times 0.9 V_8$
- （ホ） 処理設備である減圧弁 $Q_{20} = 0$
- へ 減圧設備 $Q_{21} = 10$
 $Q_{22} = 10$

- 備考 これらの式において、 Q_{11} 、 W_{11} 、 M 、 Q_{12} 、 W_{12} 、 Q_{13} 、 W_{13} 、 Q_{14} 、 W_{14} 、 Q_{15} 、 W_{15} 、 P_5 、 Q_{16} 、 W_{16} 、 Q_{17} 、 W_{17} 、 C 、 V_7 、 Q_{18} 、 P_8 、 Q_{19} 、 V_8 、 Q_{20} 、 Q_{21} 及び Q_{22} は、それぞれの数値を表すものとする。
- Q_1 ポンプの処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W_1 ポンプの能力の数値（ポンプの能力は、ポンプの性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。）（単位 リットル毎時）
- M 液密度の数値（液密度は、常用の温度の範囲において最大となる値とする。）（単位 キログラム毎リットル）
- Q_2 圧縮機の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W_2 圧縮機の能力の数値（圧縮機の能力は、圧縮機の性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。）（単位 立方メートル毎時）
- Q_3 蒸発器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W_3 蒸発器の公称能力の数値（単位 キログラム毎時）
- Q_4 凝縮器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W_4 凝縮器の公称能力の数値（単位 キログラム毎時）
- Q_5 内部冷却器付貯槽の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- V_5 内部冷却器付貯槽の容積の数値（単位 立方メートル）
- P_5 内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位 メガパスカル）
- Q_6 加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）

- W_6 高圧ガスの取り出し部に接続される送ガス用蒸発器の公称能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- P_6 加圧蒸発器付低温貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位 メガパスカル）
- q_6 高圧ガスの最大充填量の数値（単位 立方メートル毎時）
- Q_7 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- P_7 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル）
- C 0.9 （バルク貯槽にあつては 0.8 ）
- V_7 貯槽及びこれに接続する貯槽又は容器のそれぞれの容積を合算した数値（単位 立方メートル）
- Q_8 加圧蒸発器付容器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- P_8 加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル）
- V_8 容器の容積の数値（液化石油ガススタンドにあつては、容器及びこれに接続する貯槽又は他の容器のそれぞれの容積を合算した数値）（単位 立方メートル）
- Q_9 処理設備である減圧弁の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- q_{10} 当該減圧設備に係る高圧ガスの流入量の数値（単位 立方メートル毎時）
- 十六 第一種設備距離 次の図における貯蔵能力（単位 キログラム）に対応する距離（単位 メートル）であつて、 L_1 によつて表されるもの

L_3	L_2	L_1	L
8.4	9.6	2.2	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0
0.8	0.9	0.6	0.5
2.1	2.4	0.0	0.9
2.1	2.4	0.0	0.9

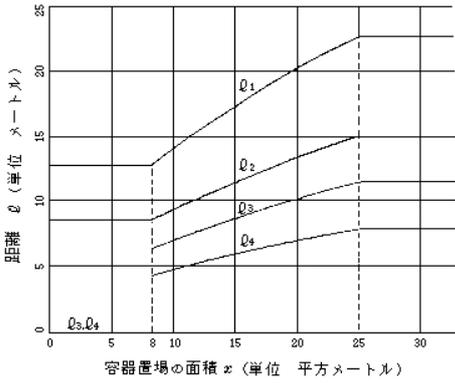
備考
 1 Xは、貯蔵能力（処理設備又は減圧設備にあつては、当該設備に接続する貯蔵設備の貯蔵能力をいう。単位 キログラム）を表すものとする。
 2 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 及び L_6 とXとの関係は、それぞれ次の表のとおりとする。



L ₆	5.2 6.0 0.5 0.6 1.4	L ₅	6.2 0.6 0.6 0.4 1.6	L ₄	8.2 0.8 0.8 0.0 2.0 2.0 0.0
	0.1 0.0 0.0 0.0 0.0		0.1 0.0 0.0 0.0 0.0		0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
	1.4		1.6		2.0 2.0 0.0
	1.4		1.6		2.0 2.0 0.0

十七 第二種設置距離 前号の図における貯蔵能力(単位 キログラム)に対応する距離(単位 メートル)であつて、L₄によつて表されるもの

十八 第一種置場距離 次の図における容器置場の面積(単位 平方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、L₁によつて表されるもの



備考
L_xは、容器置場の面積(単位 平方メートル)を表すものとする。

2
1₁, 1₂, 1₃及び1₄とxとの関係は、それぞれの表のとおりとする。

1 ₄	0	1.5x	7.5
1 ₃	0	2.25x	11.25
1 ₂	6.2	3x	15
1 ₁	9.2	4.5x	22.5
1	0.8x	8x	25x

十九 第二種置場距離 前号の図における容器置場の面積(単位 平方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、1₂によつて表されるもの

二十 液化石油ガススタンド 液化石油ガス燃料として使用する車両に固定した容器に当該液化石油ガスを直接充填するための処理設備を有する定置式製造設備

二十一 第一種製造設備 貯槽又は導管を設置する定置式製造設備(液化石油ガススタンドを除く。)

二十二 第二種製造設備 貯槽又は導管を設置しない定置式製造設備(液化石油ガススタンドを除く。)

2
前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

第二章 高压ガスの製造又は貯蔵に係る許可等

第一節 高压ガスの製造に係る許可等

第三條 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一号の製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高压ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)(第二十二條に規定する事務に該当しない場合)にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四

條、第十條、第十條の二、第十五條第一項、第十六條第二項、第十七條第一項、第二十九條第二項、第三十八條の二、第四十二條第一項及び第五十四條第一項、第五十六條、第六十一條第一項、第四項及び第十項、第六十五條第一項及び第二項、第六十九條、第七十三條、第七十六條第三項、第七十七條第三項、第五項及び第六項、第七十八條第三項及び第五項、第七十九條第一項及び第二項、第八十條第五項、第八項及び第九項から第十三項まで、第九十二條第一項及び第三項、第九十二條の七の九第三項並びに第九十二條の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、營業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
前項の製造計画書には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載し、第六号に掲げる図面を添付しなければならない。

一 製造の目的

二 処理設備の処理能力

三 処理設備の性能

四 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

五 移設、転用、再使用又はこれらの併用(以下「移設等」という。)に係る高压ガス設備に於ては、当該高压ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

六 製造のための施設(以下「製造施設」といふ。貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。)の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び付近の状況を示す図面(法第七条第三号の経済産業省令で定める者)

第三條の二 法第七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高压ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうとする。

2
法第五条第一項第一号の許可を受けた者、法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が

精神の機能の障害を有する状態となり、高压ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(第二種製造者に係る製造の事業の届出)

第四條 法第五条第二項の規定により、同項第一号の届出をしようとする者は、様式第二号の高压ガス製造事業届書に製造施設等明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの製造の事業を行う者が新たに届出るときは、製造施設等明細書の添付を省略することができる。

2
前項の製造施設等明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造の目的

二 処理設備の処理能力

三 処理設備の性能

四 法第十二條第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

五 移設等に係る高压ガス設備に於ては、当該高压ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五條 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第九条までに定めるところによる。

第六條 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備に於ては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標掲げること。

二 製造施設は、貯蔵設備及び処理設備であつて次の表に掲げるもの(低温貯槽を除く。)

精神の機能の障害を有する状態となり、高压ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

以外の貯蔵設備及び処理設備（貯蔵設備内におけるものを除く。以下この号において同じ。）の外から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

貯蔵設備又は処理設備の区分	貯蔵設備又は処理設備の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	貯蔵設備又は処理設備の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
	貯蔵設備又は処理設備の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	貯蔵設備又は処理設備の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
(イ)	L ₂ 以上	L ₆ 以上
(ロ)	L ₃ 以上	L ₆ 以上
(ハ)	L ₁ 以上	L ₅ 以上
(ニ)	L ₂ 以上	L ₅ 以上
処理設備	L ₁ 以上	L ₅ 以上
(イ)	L ₁ 以上	L ₅ 以上
(ロ)	L ₂ 以上	L ₅ 以上

備考 L₁、L₂、L₃、L₄、L₅及びL₆は、それぞれ第二項第一項第十六号に規定するL₁、L₂、L₃、L₄、L₅及びL₆を表すものとする。

三 前号の表に掲げる貯蔵設備（イ）及び（ロ）（低温貯槽を除く。）にあつては当該貯蔵設備を地盤下に埋設し、かつ、次のイに掲げる基準に適合し、同号の表に掲げる貯蔵設備（ハ）及び（ニ）（低温貯槽を除く。）並びに処理設備にあつては当該貯蔵設備若しくは処理設備を地盤下に埋設し、かつ、次のロに掲げる基準に適合し、又は次のロ及びハに掲げる基準に適合すること。

- イ 貯蔵設備には、第一種設備距離内にある第一種保安物件又は第二種設備距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。
- ロ 貯蔵設備又は処理設備には、第一種設備距離内にある第一種保安物件又は第二種設備距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を有すること。
- ハ 貯蔵設備又は処理設備には、防火上及び消火上有効な措置を講ずること。
- 四 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定するものにおいては、貯槽を地盤下に埋設すること。
- 五 地盤下に埋設する貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 貯槽は、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる十分な強度を有し、防水措置を講じた室（以下「貯槽室」という。）に設置し、かつ、当該貯槽室内に漏えいたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。ただし、腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合は、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。
- ロ 第三号又は第四号の規定により貯槽を地盤下に埋設するときは、貯槽の頂部は、〇・六メートル以上地盤面から下にあること。
- ハ 貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。
- 六 貯槽をその一部が地盤面下にあるように設置する場合は、当該地盤面下の部分の貯槽には、地盤面下にある部分の腐食を防止する措置を講ずること。
- 七 製造設備（液化石油ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内ものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいた液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動

- することを防止するための措置（以下第十九条第一号ロ、第五十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第五十八条第七号において「流動防止措置」という。）若しくは液化石油ガスが漏えいたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 八 貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面から他の貯槽又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽若しくは当該酸素の貯槽の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 九 貯槽には、液化石油ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。
- 十 貯槽（貯蔵能力が千トン以上のものに限る。）の周囲には、液状の液化石油ガスが漏えいた場合にその流出を防止するための措置を講ずること。
- 十一 前号に規定する措置のうち、防液堤を設置する場合は、その内側及びその外面から十メートル以内には、当該貯槽の付属設備その他の設備又は施設であつて経済産業大臣が定めるもの以外のものを設けないこと。ただし、配管（当該貯槽に係るものを除く。）であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。
- 十二 製造設備を設置する室は、液化石油ガスが漏えいたとき滞留しないような構造とすること。
- 十三 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）は、気密な構造とする。
- 十四 ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料及び化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。
- 十五 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合

- において、貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に繋結すること。
- 十六 貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより、その沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。
- 十七 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものであるときは、この限りでない。
- 十八 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものであるときは、この限りでない。

十九 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

二十 貯槽（貯蔵能力が三トン以上のもに限り、以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のもに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は貯槽から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにその支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

二十一 高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めることにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

二十二 前号の規定により設けた安全装置のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない適切な位置であること。

二十三 低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。

二十四 貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化石油ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。

二十五 貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）を設けること。

二十六 貯槽（内容積が五千リットル未満のものを除く。）に取り付けた配管（液状の液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

二十七 高圧ガス設備に係る電気設備は、液化石油ガスに対し、その設置場所に応じた防爆性能を有する構造のものであること。

二十八 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱には、十分な耐熱性を有するための措置又は当該貯槽及びその支柱を有効に冷却するための措置を講ずること。

二十九 製造施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

三十 製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。

三十二 製造施設の保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する製造施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。

三十三 事業所には、事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

三十四 製造設備に設けたバルブ又はコック（操作ボタン等により当該バルブ又はコックを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下同じ。）には、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

三十五 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。

ロ 容器置場は、二階建以下とする。

ハ 容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）であつて、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種置場距離以上の距離を、第二種保安物件に対し第二種置場距離以上の距離を有すること。

容器置場の区分	容器置場の外面から	
	第一種保安物件までの距離	第二種保安物件までの距離
（イ）	1 ₁	1 ₄ 以上
（ロ）	1 ₃ 以上	1 ₄ 以上
備考	1 ₁ 、1 ₂ 、1 ₃ 及び1 ₄ は、それぞれ第二条第一項第十八号に規定する1 ₁ 、1 ₂ 、1 ₃ 及び1 ₄ を表すものとする。	

ハの表に掲げる容器置場には、第一種置場距離内にある第一種保安物件又は第二種置場距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

ホ 充填容器等（車両に固定した容器であつて配管により接続されていないものを除く。）に係る容器置場（断熱材で被覆してある充填容器等のみに係るものを除く。）には、直射日光を遮るための措置（液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。

ヘ 容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

ト 二階建の容器置場は、二、ホ及びヘに掲げるもののほか、経済産業大臣が定める構造とすること。

チ 容器置場には、その規模に応じ、適切な消防設備を適切な箇所に設けること。

三十六 導管は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所その他経済産業大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しないこと。

ロ 導管を地盤面上に設置するときは、地盤面から離して設置し、かつ、その見やすい箇所に液化石油ガスの導管である旨、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

ハ 導管を地盤面下に埋設するときは、○・六メートル以上地盤面から下に埋設し、かつ、適当な場所に埋設位置を示す標識を設けること。

ニ 導管を水中に設置するときは、船、波等の影響を受けないような深さに設けること。

ホ 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用し行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用し行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

ヘ 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

ト 導管には、腐食を防止する措置及び応力を吸収する措置を講ずること。

チ 導管には、常用の温度を超えないような措置を講ずること。

リ 導管には、当該導管内の圧力が常用の圧力を超えた場合に直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講ずること。

又 事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

- 一 液化石油ガスの製造は、その発生、加圧、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
- イ 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、常に全開しておくこと。ただし、安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合は、この限りでない。
- ロ 貯槽に液化石油ガスを充填するときは、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九パーセントを超えないように充填すること。
- ハ 車両に固定した容器（内容積が四千リットル以上のもに限る。）に液化石油ガスを送り出し、又は当該容器から受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。
- ニ 液化石油ガスを容器に送り出し、又は容器から受け入れる製造設備の配管と当該容器の配管との接続部分において液化石油ガスが漏えいするおそれがないことを確認し、かつ、送り出し、又は受け入れた後は、これらの配管内の液化石油ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後これらの配管を取りはずすこと。
- ホ 液化石油ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
 - (イ) 熱湿布を使用すること。
 - (ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

(ハ) 液化石油ガスに対し、設置場所に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

ヘ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定められる刻印等に限る。第九条第一項第一号又、第十三条第二項第五号、第十九条第二号ハ、第四十二条第一号の二及び第四十九条第一号の二において同じ。）に示された年月から十五年を経過したものは、液化石油ガスを充填しないこと。

- 二 充填するときは、エアゾール又はガスタイターガスの製造用その他工業用に使用される液化石油ガスにあつては「工業用無臭」の文字を朱書した標紙を貼り、又はその文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようにおろいするものを容器に充填すること。
- 三 エアゾール、ガスタイターガス又は液化石油ガス（以下カセットこんろに限る。）用燃料ガス（以下本号において「エアゾール等」という。）の製造は、次に掲げる基準によりすること。
 - イ エアゾール等の製造は、次に掲げる基準に適合する容器により行うこと。
 - (イ) 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。
 - (ロ) 金属製の容器にあつては、内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。
 - (ハ) 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍

の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。

(二) 内容積が三十立方センチメートルを超える容器は、エアゾール等又はその他の用途に使用されたことのないものであること。

(ホ) 使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高圧ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。

- ロ エアゾール等の製造設備の周囲二メートル以内には、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- ハ エアゾール等の製造は、防火上有効な措置を講じて行うこと。
- ニ エアゾール等の製造を行う室には、作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ホ エアゾール等の製造は、温度三十五度以下において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下になり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九パーセント以下になるようにすること。
- ヘ 容器を転倒してエアゾール等を製造するときは、当該容器を固定する転倒台を使用すること。
- ト エアゾール等の充填された容器は、その全数について当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。
- チ エアゾール等の充填された容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外表面には、当該エアゾール等を製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。
- 四 液化石油ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五 ガス設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

- ロ ガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。
- ハ 修理等のため作業員がガス設備を開放し、又はガス設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。
- ニ ガス設備を開放して修理等をするときは、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
- ホ 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。
- 六 製造設備に設けたバルブを操作する場合は、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。
- 七 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
 - ロ 容器置場には、計量器等作業に必要な物を置かないこと。
 - ハ 容器置場の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。
 - ニ 充填容器等は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもを。）以下第四十一条第四号ハ、第四十八条第二号、第四十九条第二号及び第五十八条第五号において同じ。）以下に保つこと。

ホ 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

へ 容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。

3 第一項第四号の規定による経済産業大臣の地域の指定があつたとき、現に当該地域内に存する貯槽については、当該指定があつた日から九月間は、同号の規定は適用しない。

（第二種製造設備に係る技術上の基準）

第七条 製造設備が第二種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第一項第一号から第三号まで、第七号、第十二号から第十四号まで、第十五号（前段に限る）、第十七号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第二十九号から第三十五号までの基準とする。

2 製造設備が第二種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第二項の基準とする。

（液化石油ガススタンドに係る技術上の基準）

第八条 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号から第三十五号までの基準に適合すること。

二 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有すること。

三 デイスベンサーには、充填終了時に、液化石油ガスを停止する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講ずること。

四 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号及び第四号から第七号までの基準に適合すること。

二 液化石油ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより、充填した後に液化石油ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講じてすること。

イ 容器とデイスベンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなおいにするものを充填すること。

3 第一項第一号で準用する第六条第一項第四号の規定による経済産業大臣の地域の指定があつたとき、現に当該地域内に存する貯槽については、当該指定があつた日から九月間は、同号の規定は適用しない。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）

第九条 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。

二 製造施設には、充填作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。

三 第六条第一項第十七号から第十九号までの基準に適合すること。

四 製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第一項第三十五号（ホを除く。）の基準に適合すること。

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 充填は、次に掲げる基準に適合することにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する液化石油ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。

ロ 充填するときは、あらかじめ、製造設備の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。

ただし、移動式製造設備から高圧ガスを受け入れられる者（以下「受入者」という。）が法第五条第一項の許可を受け若しくは法第

五条第二項の届出を行ったところに従つて設置した高圧ガス設備又は貯蔵設備に、又は法第十六条第一項の許可を受け若しくは法第十七条の二第一項の届出を行ったところに従つて設置した貯蔵設備に、あらかじめ明示された停止位置において高圧ガスを充填する場合にあつては、受入者の設備と同一敷地内にある当該物件に対し、この限りでない。

ハ 内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充填するときは、あらかじめ、充填を受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充填防止装置が設けられていることを確認すること。

ニ 内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充填するときは、あらかじめ、充填を受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充填防止装置が設けられていることを確認すること。

ホ 貯槽に充填するときは、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないようにすること。

ヘ 充填するときは、移動式製造設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じてすること。

ト 液化石油ガスを貯槽若しくは容器に送り出し、又は貯槽若しくは容器から受け入れるときは、製造設備の配管と当該貯槽又は容器の配管との接続部分において液化石油ガスが漏えいするおそれがないことを確認し、かつ、充填した後は、これらの配管内の液化石油ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後これら配管を取り外すこと。

チ 充填するときは、製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

リ 車両に固定した容器（内容積が四千リットル以上のものに限る。）に液化石油ガスを送り出し、又は当該容器から液化石油ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

ヌ 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したものは、液化石油ガスを充填しないこと。

二 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第三十七条の四第一項の充填設備（液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充填設備を除く。次項において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替へるものとする。

4 製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充填設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項第一号の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替へるものとする。

（第一種製造者に係る承継の届出）

第十条 法第十条第二項の規定により第一種製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の第一種製造事業承継届書に相続、合併又は当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種製造者に係る承継の届出）

第十条の二 法第十条第二項の規定により第二種製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の二の第二種製造事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくはその事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第一種製造者に係る技術上の基準）

第十一条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条及び第十三条に定めるところによる。ただし、製造設備の冷

二 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

三 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

四 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

五 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

六 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

七 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（ニを除く。）の基準に適合すること。

却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができ

る。
第十二条 第二種製造者のうち処理能力が三

十方メートル以上である者に係る法第十二条第一項及び第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 製造設備が第一種製造設備である製造施設にあつては、第六条の基準に適合すること。
二 製造設備が第二種製造設備である製造施設にあつては、第七条の基準に適合すること。
三 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条の基準に適合すること。

四 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、第九条の基準に適合すること。
第十三条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一項第一号、第七号、第九号、第十二号、第十三号、第十七号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号及び第二十九号から第三十一号及び第三十五号までの基準に適合すること。
二 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条第一項第二号から第四号までの基準に適合すること。
三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、第九条第一項第一号から第四号までの基準に適合すること。

二 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 液化石油ガスを充填するときは、火気を取り扱う場所、多数の人が集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。
二 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条第二項第二号の基準に適合すること。
三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器には充填しないこと。

四 第六条第二項第二号及び第七号の基準（製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、同項第七号の基準）に適合すること。
五 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものは、液化石油ガスを充填しないこと。
（その他製造に係る技術上の基準）
第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第二項第二号、前条第二項第一号及び第二号の基準とする。
（第一種製造者に係る変更の工事等の許可の申請）
第十五条 法第十四条第一項の規定により許可を受けようとする第一種製造者は、様式第四号の高圧ガス製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。
（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）
第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの。
二 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事
三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事
二 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事
三 ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）
四の二 第三十四条第二号に掲げる変更工事に

より追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）
十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの
五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものとして認めたもの
六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）
七 特定認定事業者（令第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事
イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）

ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。）
ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）
ハ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事
イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号二に該当するものを除く。）
ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限る、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号二に該当するものを除く。）
ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号二に該当するものを除く。）
2 法第十四条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第五号の高圧ガス製造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）
十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの
五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものとして認めたもの
六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）

ハ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事
イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号二に該当するものを除く。）
ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限る、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号二に該当するものを除く。）
ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号二に該当するものを除く。）
2 法第十四条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第五号の高圧ガス製造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）
十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの
五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものとして認めたもの
六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）

(第二種製造者に係る変更の工事等の届出)
第十七条 法第十四条第四項の規定により届出をしようとする第二種製造者は、様式第六の高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第四条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。
(第二種製造者に係る軽微な変更の工事)
第十八条 法第十四条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、第十六条第一項に定める工事とする。

第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等
(貯蔵の方法に係る技術上の基準)
第十九条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
イ 貯蔵は、通風の良好な場所に設置された貯槽によりすること。
ロ 貯槽の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 貯蔵は、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないようにすること。
ニ 貯槽の修理又は清掃(以下ニにおいて「修理等」という。)及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。
ロ 貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(イ) 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。
(ロ) 貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ハ) 修理等のため作業員が貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。
(ニ) 貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(ホ) 修理等が終了したときは、当該貯槽に漏えいのないことを確認した後でなければ貯蔵をしないこと。
貯槽(貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。)は、経済産業大臣が定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

ヘ 貯槽又はこれに取り付けた配管のバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。
二 容器(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用に供するものに限る。)を除く。)により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条第二項の届出を行つたところに従つて液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。
ロ 貯蔵は、通風の良好な場所で行うこと。
ハ 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの貯蔵に使用しないこと。

二 第六条第二項第七号の基準に適合すること。
三 バルク貯槽により貯蔵する場合にあつては、前二号の規定に係わらず、次に掲げる基準に適合すること。
イ 貯蔵能力が一トン未満のバルク貯槽にあつては、液化石油ガス法施行規則第十九条第三号イ及びハからヘまで並びに第四号の規定の例によるものとする。
ロ 貯蔵能力が一トン以上のバルク貯槽にあつては、液化石油ガス法施行規則第十六条

第二十号、第五十四条第二号イ、ハ、ホ(第十九条第三号ハ及び第四号に係る部分に限る。)及びヘからチまでに掲げる基準とする。
(貯蔵の規制を受けない容積)
第二十条 法第十五条第一項ただし書の経済産業省令で定める容積は、〇・一五立方メートル(液化ガスの状態の場合にあつては、一・五キログラム)とする。
(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)
第二十一条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地が指定都市の区域にある場合であつて、当該貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十六条及び第四十三条において同じ。)に提出しなければならない。

一 貯蔵設備であつて、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。

貯蔵設備の区分
貯蔵設備の外面から最も近い第一種保安物件までの距離
貯蔵設備の外面から最も近い第二種保安物件までの距離

(イ) 貯蔵能力が三千キロログラム未満の貯蔵設備
1 2 ≧ 2メートル未満
8 ≧ 2メートル未満

(ロ) 同右
1 2 ≧ 2メートル未満
8 ≧ 2メートル以上

(ハ) 同右
1 2 ≧ 2メートル以上
8 ≧ 2メートル未満

(ニ) 貯蔵能力が三千キロログラム以上一万千ログラム未満の貯蔵設備
9 ≧ 6 ≧ 2メートル以上
6 ≧ 4 ≧ 2メートル以上

(ホ) 同右
9 ≧ 6 ≧ 2メートル以上
6 ≧ 4 ≧ 2メートル以上

第二十三条 貯槽又はバルク貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所に係る法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第二十六号まで(バルク貯槽にあつては、第二十四号から第二十六号を除く。)、第二十八号から第三十一号まで、第三十三号及び第三十四号に掲げるものとする。
2 第六条第一項第四号の規定による経済産業大臣の地域の指定があつたとき現に当該地域内に存する貯槽については、当該指定があつた日から九月間は、同号の規定は適用しない。
(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)
第二十四条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所に係る法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

貯蔵設備の区分	貯蔵設備の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	貯蔵設備の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
(イ) 貯蔵能力が三千キロログラム未満の貯蔵設備	1 2 ≧ 2メートル未満	8 ≧ 2メートル未満
(ロ) 同右	1 2 ≧ 2メートル未満	8 ≧ 2メートル以上
(ハ) 同右	1 2 ≧ 2メートル以上	8 ≧ 2メートル未満
(ニ) 貯蔵能力が三千キロログラム以上一万千ログラム未満の貯蔵設備	9 ≧ 6 ≧ 2メートル以上	6 ≧ 4 ≧ 2メートル以上
(ホ) 同右	9 ≧ 6 ≧ 2メートル以上	6 ≧ 4 ≧ 2メートル以上

二 前号の表に掲げる貯蔵設備には第一種設備距離内にある第一種保安物件又は第二種設備距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けること。
三 容器が配管により接続されたものにあつては、第六条第一項第三十五号イ、ロ及びホからチまでの基準に適合すること。
四 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管(高圧ガスを通る部分に限る。)

については第六条第一項第十七号から第十九号までに規定する高圧ガス設備の例によるものであること。

五 容器が配管により接続されていないものにあつては、第六条第一項第三十五号の基準に適合すること。

第一種貯蔵所に係る承継の届出

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第一種貯蔵所の指定都市の長。第二十八條第一項において同じ。）に提出しなければならない。

（第二種貯蔵所の設置の届出）

第二十六条 法第十七条の二第一項の規定により届出をしようとする者は、様式第九の第二種貯蔵所設置届書に次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 貯蔵の目的
 - 二 法第十八條第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
 - 三 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- 第二十七条** 法第十八條第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、第二十三條の基準に適合すること。
- 二 容器により貯蔵する場合にあつては、第二十四條の基準に適合すること。

（第一種貯蔵所に係る変更の工事の許可申請）

第二十八条 法第十九條第一項の規定により許可を受けようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十の第一種貯蔵所位置等変更許可申請書に変更細書を添えて、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第二十一條各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等）

第二十九条 法第十九條第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 貯蔵する液化石油ガスの高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（第六條第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもとの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
 - 二 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分の変更の工事
 - 三 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の液化石油ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事
 - 四 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事
- 2** 法第十九條第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出）

第三十条 法第十九條第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第二種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第二種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

- 2 前項の変更明細書には、第二十六條各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る軽微な変更の工事）

第三十一条 法第十九條第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、第二十九條第一項に定めるものとする。

第三節 完成検査

第三十二条 完成検査

第三十二条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設

にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十五條第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八條第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六條第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を交付するものとする。

（協会等による完成検査証の届出等）

第三十三条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、届出をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、当該製造設備又は貯蔵設備について協会が行う完成検査に応じ、様式第十七の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一

項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合（当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二條に規定するものに係る場合を除く。）にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十五條第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第十八の指定完成検査機関完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第三十四条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

- 一 ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、第六條第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第十六條第一項に規定する工事を除く。）であつて、当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲であるもの

二 処理能力が一日百立方メートル未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造

施設が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造

施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

三 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第二十九条第一項に規定する工事を除く。）であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの（協会等の完成検査の報告）

第三十五条 法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第十九の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第二十の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査の方法）
第三十六条 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行う法第二十条第一項又は第三項の完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、第一種貯蔵所について行う法第二十条第一項又は第三項の完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。
（特定設備検査合格証等の有効期間）
第三十七条 法第二十条の二の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（販売業者に係る販売の事業の届出）
第三十八条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売

所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合があつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第四十四條及び第七十二條において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き液化石油ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第二十条の四の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
一 販売の目的を記載したもの
二 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した（販売業者に係る承継の届出）
第三十八条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（周知の義務）
第三十九条 法第二十条の五第一項の規定により、販売業者等は、販売契約を締結したとき及び本条による周知をしてから一年以上経過して液化石油ガスを引き渡したときごとに、次条第二項に規定する事項を記載した書面をその販売する液化石油ガスを購入して消費する者に配布し、同項に規定する事項を周知させなければならない。

（周知させるべき高圧ガスの指定等）
第四十条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一 溶接又は熱切断用の液化石油ガス
二 燃料用の液化石油ガス

2 法第二十条の五第一項の高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 使用する消費設備のその販売する液化石油ガス（以下この項において単に「液化石油ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
二 消費設備の操作、管理及び点検に注意すべき基本的な事項
三 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
四 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
五 ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
六 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に必要事項
法第二十条の五第一項ただし書きの経済産業省令で定める者は、車両用の燃料として液化石油ガスを消費する者とする。

（販売業者等に係る技術上の基準）
第四十一条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。
二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。
三 充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の期間（同条第三項の許可に係る充填容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。

四 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。
イ 充填容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をささぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置く

ことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏れいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
ロ 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
ハ 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。
ニ 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。
ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。
ヘ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては二・六メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（調整器に接続する長さ〇・三メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、二メートル）未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。
ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。

五 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを購入する者にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備えること。
第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出
（液化石油ガスの製造の開始又は廃止の届出）
第四十二条 法第二十一条第一項の規定により、届出をしようとする第一種製造者は、様式第二十二の高圧ガス製造開始届書を、事業所の所在

ことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏れいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
ロ 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
ハ 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。
ニ 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。
ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。
ヘ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては二・六メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（調整器に接続する長さ〇・三メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、二メートル）未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。
ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。

（液化石油ガスの製造の開始又は廃止の届出）
第四十二条 法第二十一条第一項の規定により、届出をしようとする第一種製造者は、様式第二十二の高圧ガス製造開始届書を、事業所の所在

地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第一項又は第二項の規定により、届出をしようとする第一種製造者又は第二種製造者は、様式第二十三の高圧ガス製造廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の廃止の届出)

第四十三条 法第二十一条第四項の規定により、届出をしようとする第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十四の貯蔵所廃止届書を、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(液化石油ガスの販売の事業の廃止の届出)

第四十四条 法第二十一条第五項の規定により、届出をしようとする販売業者は、様式第二十五の高圧ガス販売事業廃止届書を、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等 (輸入検査の申請等)

第四十五条 法第二十一条本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十六の輸入検査申請書に様式第二十六の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十五条の五第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の輸入高圧ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 高圧ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地

3 二 容器の種類並びに製造所の名称及び所在地
三 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四十五条の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十七の輸入検査合格証を交付するものとする。
(協会等が行う輸入検査の申請等)

第四十五条の二 前条の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十一条第一項本文」とあるのは「法第二十一条第一項」とし、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚

地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十五条の五第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十一条第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした液化石油ガス及びその容器については協会が行つた輸入検査に応じ、様式第二十七の二の高圧ガス保安協会輸入検査受検届書を当該液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十一条第一項本文」とあるのは「法第二十一条第一項第一号」とし、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十五条の五第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十一条第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした液化石油ガス及びその容器について指定輸入検査機関が行つた輸入検査に応じ、様式第二十七の三の指定輸入検査機関輸入検査受検届書を当該液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(輸入高圧ガスに係る技術上の基準)

第四十五条の三 法第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格することとする。

(検査を要しない輸入高圧ガス)

第四十五条の四 法第二十一条第四号の経済産業省令で定める場合は、液化石油ガスを燃

料として使用する車両に固定された容器(当該車両の燃料の用に供する液化石油ガスを充填するためのものに限る。)内における液化石油ガスを輸入する場合とする。
(協会等による輸入検査の報告)

第四十五条の五 法第二十一条第二項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第二十七の四の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第二項の規定により、指定輸入検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第二十七の五の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(輸入検査の方法)

第四十六条 法第二十一条第四項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、次の表の上欄に掲げる検査項目に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査項目	輸入検査の方法
1 第四十五条の1 輸入をした高圧ガスの圧力、成分等を、分析、記録等ガスに関する内容により検査する。	
2 第四十五条の2 輸入をした高圧ガスの容器に規定する容器の安全度を、法第四十四条に規定する安全度試験第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。	

第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等

(移動に係る保安上の措置及び技術上の基準)
第四十七条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条及び第四十九条に定めるところによる。

第四十八条 車両又は鉄道車両に固定した容器(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用に供するものに限る。))を除く。)により液化石油ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両にあつては、その見やすい箇所に警戒標を掲げること。
二 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。
三 充填容器等(鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。)は、その温度(ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度)を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化石油ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。
四 液化石油ガスの充填容器等(国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの(当該車両の燃料の用に供するものに限る。))を除く。)にあつては、容器(鉄道車両に固定したものを除く。第八号を除き、以下この条において同じ。)の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。
五 容器(当該容器の頂部に設けた附属品を含む。)の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。
六 液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ(以下「容器元弁」という。)をその後面に設けた容器(次号において「後部取出し式容器」という。)にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後パンパの後面との水平距離が四十七センチメートル以上であること。
七 後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が三十センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。
八 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後パンパの後面との水平距離は、二十センチメートル以上であること。
九 前三号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により液化石油ガスが漏れいすること防止するために必要な措置を講ずること。

九 充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十 容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。

十一 充填容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十二 充填容器等を移動するとき、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携帯すること。

十三 車両に固定した容器により移動する場合において駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により液化石油ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。

十四 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させること。

十五 前号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。

十六 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。
イ 荷送人へ確実に連絡するための措置

ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

十七 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。
イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両一台について運転者二人を充てること。
（イ）一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合

（ロ）一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合

十八 車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。
（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 前条に規定する場合以外の場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）による場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル

以下である場合にあつては、この限りでない。
一の二 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。

二 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。

四 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携帯すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 充填容器等は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充填容器等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。

七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

八 質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号ロ中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。
九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動すると

きに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（導管による移動に係る技術上の基準）
第五十条 法第二十三条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第三十六号の基準とする。

第七章 高圧ガスの消費に係る届出等（特定高圧ガスの消費者に係る消費の届出）
第五十一条 法第二十四条の二第一項の規定により、液化石油ガス（以下「特定高圧ガス」という。）を消費しようとする者は、様式第二十八の特定高圧ガス消費届書に消費施設等明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、特定高圧ガスの消費者であつて事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き消費しようとする者が新たに届け出るときは、消費施設等明細書の添付を省略することができる。

2 前項の消費施設等明細書には、第一号から第三号までに掲げる事項を記載し、第四号に掲げる図面を添付しなければならない。
一 消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）の目的
二 特定高圧ガスの貯蔵設備（以下単に「貯蔵設備」という。）の貯蔵能力
三 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
四 特定高圧ガスの消費のための施設（以下「消費施設」という。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

（特定高圧ガス消費者に係る承継の届出）
第五十一条の二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定により特定高圧ガス消費者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十八の二の特定高圧ガス消費者承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくはその事業の全部を承継させた分割

きに関する事項を記載し、第四号に掲げる図面を添付しなければならない。
一 消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）の目的
二 特定高圧ガスの貯蔵設備（以下単に「貯蔵設備」という。）の貯蔵能力
三 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
四 特定高圧ガスの消費のための施設（以下「消費施設」という。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の所在地に係る全員の同意書 を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。）

（特定高圧ガスの貯蔵能力の算定基準）
第五十二条 法第二十四条の二第一項の貯蔵能力の算定基準は、第二条第一項第六号に定める算式によるものとする。

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）
第五十三条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 消費設備には、その周囲から見やすいように警戒標を掲げること。
- 二 消費設備は、その減圧設備の外面から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。
- 三 特定高圧ガスの消費設備は、その貯蔵設備、導管及び減圧設備並びにこれらの間の配管（以下「貯蔵設備等」という。）の外面から火気（当該消費設備内の火気を除く。以下この条において同じ。）を使用する場所に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備等から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 消費設備を設置する室は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とする。

五 消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

六 貯蔵設備等は、常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・二五倍以上）の圧力（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試

験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

七 消費設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に對し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

八 消費設備（配管及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第十五号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

九 貯蔵設備等は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該貯蔵設備等の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は貯蔵設備等の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

十 低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。

十一 貯蔵設備等（圧縮ガスの減圧設備を除く。）には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

十二 消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

十三 消費施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。

十四 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

十五 貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備等の周囲五メートル以内において、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に前項第三号の流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

二 消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の態様に応じ頻りに消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

三 消費設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

- イ 修理等をするとき、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。
- ロ 消費設備の修理等をするとき、危険を防止するための措置を講ずること。
- ハ 修理等のため作業員が消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。
- ニ 消費設備を開放して修理等をするとき、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
- ホ 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしないこと。

四 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

（特定高圧ガスの消費者に係る変更の工事等の届出）
第五十四条 法第二十四条の四第一項の規定により届出をしようとする特定高圧ガス消費者は、様式第二十九の特定高圧ガス消費施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第五十一条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事）
第五十五条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替（第五十三条第一項第九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

(その他消費に係る技術上の基準)
第五十八條 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた蒸発器内の配管については、この限りでない。
 - イ 熱湿布を使用すること。
 - ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。
 - ハ 空気調和設備(空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。)を使用すること。
- 四 充填容器等(当該容器に取り付けたスカーフトを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
- 五 消費は、通風の良い場所で行い、かつ、その充填容器等を温度四十度以下に保つこと。
- 六 消費した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。
- 七 貯蔵設備等の周囲五メートル以内においては、火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物(以下この号において「火気等」という。)との間に、当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。
- 八 溶接又は熱切断用の液化石油ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。
- 九 液化石油ガス法第二十五条の消費設備に係る消費施設以外の消費施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

十 液化石油ガス法第二十五条の消費設備に係る消費以外のものについては、第五十三条第一項第五号、第十二号、第十四号及び同条第二項第一号から第四号までの基準に適合すること。

十一 一般複合容器は、水中で使用しないこと。

第八章 高压ガスの廃棄に係る技術上の基準
第五十九条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、液化石油ガスとする。

第六十条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 廃棄は、容器とともに行わないこと。
- 二 廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたいた積した場所及びその周囲八メートル以内を避け、かつ、通風の良い場所であらざることを要すること。
- 三 廃棄を継続かつ反復してするとき、液化石油ガスの滞留を検知するための措置を講ずること。
- 四 廃棄した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。
- 五 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するとき、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
 - イ 熱湿布を使用すること。
 - ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。
- ハ 空気調和設備(空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。)を使用すること。

第九章 自主保安のための措置

第六十一条 法第二十六条第一項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、様式第三十一の危害予防規程届書に危害予防規程(変更のときは、変更の明細を記載した書面)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

- 一 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項。
- 二 保安管理体制並びに保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務の範囲に関する事項。
- 三 製造設備の安全な運転及び操作に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
- 四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
- 五 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
- 六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関する事項。
- 七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項。
- 八 協力会社の作業の管理に関する事項。
- 九 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関する事項。
- 十 保安に係る記録に関する事項。
- 十一 危害予防規程の作成及び変更の手續に関する事項。
- 十二 前各号に掲げるもののほか災害の発生を防止するために必要な事項に関する事項。
- 十三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所を除く。以下次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
 - 一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の伝達に関する事項。
 - 二 警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関する事項。
 - 三 警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関する事項。
 - 四 警戒宣言が発せられた場合における消防火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関する事項。

5 警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関する事項。

- 六 その他地震災害の発生を防止又は軽減を図るための措置に関する事項。
 - 七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関する事項。
- 4 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項。
 - 二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項。
 - 三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。))に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

9 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定により津波浸水想定(同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。)が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。)

五 充填容器等(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。)の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル(車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル)を超える場合に限る。)

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八條第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保安統括者の選任等)

第六十二條 法第二十七條の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者(以下次条から第六十五條まで及び第七十六條において「第一種製造者等」という。)は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七條の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとす

一 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

二 第九条第三項に規定する移動式製造設備により製造をする者であつて、液化石油ガス法第三十七條の五第四項の講習の課程を修了した者にその製造に係る保安について監督させる者

3 法第二十七條の二第一項第二号に規定する保安統括者を選任する必要のない第二種製造者は、処理能力が百立方メートル未満の処理設備を設置する者(液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する者であつて処理能力が三十立方メートル以上百立方メートル未満の処理設備を設置する者を除く。)とする。

(保安技術管理者の選任等)

第六十三條 法第二十七條の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

一 処甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 液化石油ガス(一般高压ガス)保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。)並びに一種類以上の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
二 処甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者	一 液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験

以下この表において同じ。)	一 液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験
以上のもの	二 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等級以上である経験

保る丙種化学責任者免状の交付を受けている者」という(をを除く。)

2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 保安統括者に前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

二 処理能力が五十万立方メートル未満の事業所において、専ら消費(燃焼以外の反応により消費する場合を除く。)を目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填する場合

三 移动式製造設備により液化石油ガスを製造する場合

(保安係員の選任等)

第六十四条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製造のための施設区分(以下第四項において「製造施設区分」という。)は、

2 液化石油ガスの製造施設とする。

2 法第二十七条の二第四項の規定により、第一種製造者等は、前項に掲げる製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であつて、次に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員に選任しなければならない。この場合において、一の液化石油ガス製造施設につき従業員の交替制をとつておるときは、当該液化石油ガス製造施設については、当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに、保安係員を選任しなければならない。

3 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、液化石油ガス又は可燃性ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験とする。

4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する製造施設区分に属する一又は二以上の製造施設

と一般高圧ガス保安規則第六十六条第一項各号に規定する一の製造施設区分に属する若しくは二以上の製造施設区分に属する二以上の製造施設が設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御されているとき又は保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認めるときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。

(保安統括者等の選任等の届出)

第六十五条 法第二十七条の二第五項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、様式第三十二の高圧ガス保安統括者届書に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

2 法第二十七条の二第六項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にし保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第三十二の高圧ガス保安技術管理者等届書に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

(保安係員等の講習)

第六十六条 法第二十七条の二第七項(法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者若しくは法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者(以下この条において単に「第一種製造者」という。)は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、法第二十七条の二第一項第二号に規定する第二種製造者(以下この条において単に「第二種製造者」という。)は、保安係員又は保安主任者にあつてはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあつてはそ

者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第二十七条の二第七項に規定する講習(以下この条において単に「講習」という。)を受けさせなければならない。

2 法第二十七条の二第七項の規定により、第一種製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、第二種製造者は、保安係員に、前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回の講習についても、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第一種製造者又は第二種製造者は、保安係員若しくは保安主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(保安主任者の選任等)

第六十七条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、液化石油ガスに二百立方メートル(貯槽を設置して専ら液化石油ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル)とする。

2 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設区分は、第六十四条第一項によるものとする。

3 法第二十七条の三第一項の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者(以下この条及び第六十九条において単に「第一種製造者」という。)は、前項の製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者(特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。)であつて、次に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者に選任しなければならない。

4 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験とする。

5 第三項の規定にかかわらず、第六十四条第四項の規定は、保安主任者の選任に準用する。(保安企画推進員の選任等)

第六十八条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 保安技術管理者に選任され、その職務に就いて三年以上従事した者

二 保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に就いて三年以上従事した者

三 保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に就いて三年以上従事した者

四 高圧ガスの製造に係る保安に関する企画又は指導の業務に通算して三年以上従事した者

五 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して三年以上従事した者

六 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して十年以上従事した者

(保安主任者等の選任等の届出)

第六十九条 法第二十七条の三第三項において準用する法第二十七条の二第六項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にし保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第三十三の高圧ガス保安主任者等届書に、保安主任者にあつては交付を受けた製造保安責任者免状の写しを、保安企画推進員にあつては前条各号の一に該当する者であること

を証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

（販売主任者の選任等）

第七十条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、液化石油ガスとする。

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者

は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、次に規定する製造又は販売に関する経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

3 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスについての製造又は販売に関する六月以上の経験又はこれらと同等以上の経験とする。

（取扱主任者の選任）

第七十一条 法第二十八条第二項の規定により、特定高圧ガスの消費者は、次の各号の一に該当する者を、取扱主任者に選任しなければならない。

一 液化石油ガスの製造又は消費（特定高圧ガスの消費者としての消費に限る。以下次号において同じ。）に関し一年以上の経験を有する者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）協会が行う液化石油ガスの取扱員に関する講習の課程を修了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、液化石油ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者

（販売主任者の選任等の届出）

第七十二条 法第二十八条第三項において準用する法第二十七条の第五項の規定により、届出

をしようとする販売業者は、様式第三十四の高圧ガス販売主任者届書に当該販売主任者が交付を受けた高圧ガス製造保安責任者免状又は第二種販売主任者免状の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

（取扱主任者の選任等の届出）

第七十三条 法第二十八条第三項において準用する法第二十七条の第五項の規定により、届出をしようとする特定高圧ガスの消費者は、様式第三十五の特定高圧ガス取扱主任者届書に当該取扱主任者が第七十一条に規定する資格を有することを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

（保安係員の職務）

第七十四条 法第三十二条第三項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 製造施設の位置、構造及び設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。
二 製造の方法が法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。
三 定期自主検査の実施を監督すること。
四 前三号に掲げるもののほか、製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと。

五 液化石油ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準の作成に関し、助言を行うこと。
六 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。

第七十五条 法第三十二条第五項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 危害予防規程の立案及び整備を行うこと。
二 保安教育計画の立案及び推進を行うこと。
三 前二号に掲げるもののほか、液化石油ガスの製造に係る保安に関する基本的方針の立案を行うこと。

四 液化石油ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準に関し、指導及び勧告を行うこと。
五 防災訓練の企画及び推進を行うこと。
六 災害が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討を行うこと。

七 液化石油ガスの製造に係る保安に関する情報の収集を行うこと。

（保安統括者等の代理者の選任等）

第七十六条 法第三十二条第一項の規定により、第一種製造者等は、次の各号に掲げる者のうちから選任しなければならない。

一 保安統括者の代理者 当該保安統括者を選任されている者を直接補佐する職務を行う者

二 保安技術管理者の代理者 当該保安技術管理者を選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第六十三条第一項の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者

三 保安係員の代理者 当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者であつて、第六十四条第二項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第三項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者

四 保安主任者の代理者 当該保安主任者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第六十七条第三項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第四項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者

五 保安企画推進員の代理者 第六十八条各号の一に該当する者

2 法第三十二条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、保安技術管理者の代理者にあつては前項第三号に、保安係員の代理者にあつては前項第三号に、保安主任者の代理者にあつては前項第四号に、それぞれ掲げるものとする。

3 法第三十二条第三項において準用する法第二十七条の第五項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、様式第三十六の高圧ガ

ス保安統括者代理者届書に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

第十章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査

（特定施設の範囲等）

第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前月一以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつて

は、基準日の前後三月以内)に受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。)は、前回の保安検査の日(前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年を超えない日(第二項の経済産業大臣が定める施設(休止施設を除く。)にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日(第二項の経済産業大臣が定める施設(休止施設を除く。)にあつては、第二項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第七十八条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都

道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の保安検査の報告)

第七十九条 法第三十五条第三項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十五条第三項の規定により、指定保安検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保安検査の方法)

第八十条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法

三 第十六条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四 第六条第一項第二号若しくは第十一号、又は第九十七条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者(特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。)に係る認定が法第三十九条の十二第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定保安検査実施者であつた者又は当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十七条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該特定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4 第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十二条の七第一項の規定により令第十条ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき(前項の規定に該当するときは除く。)は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十七条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

5 第三項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施事業者であつた者は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

7 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

8 第三項又は第四項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施事業者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10 第三項又は第四項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

13 指定保安検査機関が第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第二節 定期自主検査

(定期自主検査を行う製造施設等)

第八十一条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類は、液化石油ガスとする。

2 法第三十五条の二の経済産業省令で定める量は、三立方メートルとする。

3 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設又は消費施設とする。

4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐

圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者（第六十二条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ。）、第二種製造者（第六十二条第三項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ。）又は特定高圧ガス消費者は、同条の自主検査を行うときは、第一種製造者又は第二種製造者にあつてはその選任した保安係員に、特定高圧ガス消費者にあつてはその選任した取扱主任者に、当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。

6 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者、第二種製造者及び特定高圧ガス消費者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 検査をした製造施設又は消費施設
- 二 検査をした製造施設又は消費施設ごとの検査の方法及び結果
- 三 検査年月日
- 四 検査の実施について監督を行った保安係員又は取扱主任者の氏名

第八十一条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておくなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第十一章 危険時の措置

第八十二条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生を防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造施設又は消費施設が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに製造内又は消費の作業を中止し、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充填容器等が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 前二号に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告すること。

四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを第六十条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

第十二章 完成検査及び保安検査に係る認定等

第八十三条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第三十条第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所等の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
- 二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
- 三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に関する事項

2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の工事であつて継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとし、第一種貯蔵所にあつては新たな貯蔵設備の設置の工事以外の工事とする。

第八十四条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第四に定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第四十四の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所等の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
- 二 認定に係る事業所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図
- 三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に関する事項

2 前項の申請において、第八十三条第一項による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第八十三条第一項の書類

のうち共通の内容とするもの限り、当該書類を添えることを要しない。

3 法第三十九条の四第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第七十七条第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上高圧ガスを製造しているものとする。

（保安検査に係る認定の基準等）

第八十六条 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第五に定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第四十六の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

（協会等による調査の申請等）

第八十七条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受ける者若しくは占有者は、様式第四十七の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所等の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に関する事項

2 法第三十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項

3 法第三十九条の七第二項の規定により、協会等は、前項の調査において申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第四十八の認定完成検査実施者調査証を交付するものとする。

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第四十九の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所等の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に関する事項

5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類を添えることを要しない。

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

十九号の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第五十の認定保安検査実施者調査証を交付するものとする。

（認定の更新）

第八十八条 法第三十九条の八第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第八十三条から前条までの規定を準用する。

（認定内容の変更の届出）

第八十九条 法第三十九条の九第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第五十一の認定完成検査実施者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の九第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第五十二の認定保安検査実施者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第九十条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十三条、第八十四条及び第八十七条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあっては、第八十四条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十三条第一項又は第八十七条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあっては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

（検査記録の作成）

第九十一条 法第三十九条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日

二 検査に係る責任者の氏名

三 検査を行った特定変更工事の内容

四 完成検査を行った製造施設又は貯蔵設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

2 法第三十九条の十第三項で準用する同条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日

二 検査に係る責任者の氏名

三 検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果

四 完成検査を行った製造施設又は貯蔵設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

2 法第三十九条の十一第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。

3 法第三十九条の十一第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第五十四の保安検査記録届に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 検査年月日

二 検査結果が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると確認した責任者の氏名

三 検査を行った特定施設の名称

四 保安検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果

法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。
 (令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第九十二條の二 令第十條ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五條第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十二條第三項第二号又は法第三十五條第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十條ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十條ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備(法第二十二條第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九條の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五條第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九條の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。)を明らかにして行わなければならない。

3 第一項の規定により、令第十條ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十二條第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五條第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当していると認めるときは、法第二十二條第三項第二号の認定の申請をした者は様式第五十四の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五條第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十四の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

(令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準)

第九十二條の三 令第十條ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること

二 先進的な技術を適切に活用していること

三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること

四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること

五 連続運転期間(運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次の保安検査の日までの期間をいう。)及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること

六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること

七 法第三十九條の三第一項又は法第三十九條の五第一項の認定の基準に適合するものであること

(令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新)

第九十二條の四 令第十條ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一 法第三十九條の八に基づく認定の更新と同時に令第十條ただし書の認定の更新を受けなかつたとき 法第三十九條の八に基づく認定の更新を受けた日

二 法第二十二條第三項第二号及び第三十五條第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十二條第三項第二号及び第三十五條第一項第二号の認定の効力を失つた日

2 第九十二條の二及び第九十二條の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。
 (令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出)

第九十二條の五 特定認定完成検査実施事業者は、第九十二條の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 特定認定保安検査実施事業者は、第九十二條の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加)

第九十二條の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十二條の二及び第九十二條の三の規定を準用する。ただし、第九十二條の三第二項又は同条第三項に掲げる第九十二條の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十條ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等)

第九十二條の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十條ただし書の認定を取り消すことができる。

一 法第三十九條の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第九十二條の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

三 不正の手段により令第十條ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 法第三十八條第一項の規定により法第五條第一項又は法第十六條第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五條第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十條ただし書の認定は、その効力を失う。

第二章の二 認定高度保安実施事業者等(認定の申請等)

第九十二條の七の二 法第三十九條の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十四の七の二の認定高度保安実施事業者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名並びに組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

4 令第十條の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類(認定の基準等)

第九十二條の七の三 法第三十九條の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第六に定めるところによること。

二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2 法第三十九條の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 令第十條の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四 連続運転期間(運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次の保安検査の日までの期間をいう。)及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4 令第十條の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先

端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十四の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十二条の七の四 法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術の事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十四の七の五の調査通知書により行うものとする。

(認定の更新)

第九十二条の七の五 前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の認定の更新に準用する。

(認定内容の変更の届出)

第九十二条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設の追加)

第九十二条の七の七 第九十二条の七の二から第九十二条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十二条の七の三第六項ただし書の規

定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十二条の七の二の申請の内容が第九十二条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認めるときは、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十二条の七の二(同項前段において準用する場合を含む。)の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第九十二条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面(相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(製造のための施設等の変更の特例)

第九十二条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

- 一 特定変更工事
- 二 製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの
 - ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせず、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの(設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。)

2 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 変更の工事の内容
- 二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
- 三 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 製造の方法の変更の内容
 - 二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第九十二条の七の十 法第三十九条の二十二第二項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 完成検査年月日
- 二 完成検査に係る責任者の氏名
- 三 完成検査を行った特定変更工事の内容
- 四 完成検査を行った製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

第九十二条の七の十一 法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者(法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。)が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができると認められる方法であること経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2 法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名
- 二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類
- 三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第九十二条の七の十二 法第三十九条の二十五第一項の規定により、認定高度保安実施者(法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。)が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができると認められる方法によらなければならない。

2 法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名
- 二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類
- 三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第九十二条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設については、一年(経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十七条第三項の規定を適用する。

3 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行ったものとみなす。

4 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検

査その他の機能及び作動の状況を確認するため
に十分な方法でなければならぬ。

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合
- 二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合
 - イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
 - ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
- ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを
用いる場合

6 第一項の保安検査を行った認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保安検査年月日
 - 二 保安検査に係る責任者の氏名
 - 三 保安検査をした特定施設
 - 四 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
- (認定の取消し等に伴う保安検査等)

第九十二条の七の十四 認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十九条の二十第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、

都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2 前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十二条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき(前項の規定に該当するときは除く)は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該認定高度保安実施者であつた者は、当該特定認定高度保安実施者として、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておくなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第九十二条の七の十六 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十二条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたとき、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十四の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第十三章 雑則

第九十三条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載し、同表第一項及び第二項に掲げる場合に依りては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合に依りては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき事項	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器に充てた容器の記号及び埋した場所(液化石油ガスをび番号、充填容器燃料として使用する車両に固ごとの充填質量並定された容器(当該車両の燃びに充填年月日料の用に供する液化石油ガスを充填するためのものに限る)に液化石油ガスを充填した場合を除く。)	記載すべき事項
二 液化石油ガスを容器に充てた容器の記号及び埋した場所	記載すべき事項
三 製造施設に異常があつた場合	異常があつた年月日及びそれに対する措置

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合に依りては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる

場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならぬ。

記載すべき事項	記載すべき事項
一 液化石油ガスを充填容器の記号及び番号、容器により授受した充填容器ごとの充填質量、場合	一 液化石油ガスを充填容器の記号及び番号、容器により授受した充填容器ごとの充填質量、場合
二 第一種貯蔵所又は異常があつた年月日及びその第二種貯蔵所に異れに對してとつた措置	二 第一種貯蔵所又は異常があつた年月日及びその第二種貯蔵所に異れに對してとつた措置
三 法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	三 法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき事項	記載すべき事項
一 液化石油ガスを一 販売の年月日	一 液化石油ガスを一 販売の年月日
二 法第二十条の五 周知に係る消費者の氏名	二 法第二十条の五 周知に係る消費者の氏名
三 周知をした者の氏名	三 周知をした者の氏名

記載すべき事項	記載すべき事項
一 販売の年月日	一 販売の年月日
二 周知に係る消費者の氏名	二 周知に係る消費者の氏名
三 周知をした者の氏名	三 周知をした者の氏名

（調査の要請）
第九十三条の二 法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

（報告の徴収）
第九十三条の二 法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故
二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

（収去証）
第九十四条 法第六十二条第一項の規定により、経済産業大臣がその職員により高圧ガスを収去

させるときは、被収去者に様式第五十五の収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証票）
第九十五条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第五十六とする。

（事故届）
第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に對する都道府県知事等の報告）
第九十六条の二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）及び製造年月その他により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一 次のいづれかに該当する事故 イ 死者が一名以上、重傷者（負傷日の治療に要する期間が三十日以上）以上の負傷者をいう。）が二名以上若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が三十日未満の負傷者をいう。）が六名以上の人身被害又はこれと同等以上の人身被害が生じた事故	事故発生の日から十日以内
ロ 直接に生ずる物的被害の総額が一億円以上の事故	

ハ 大規模な火災又はガスの大量の漏えいがあつた事故その他重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故
ニ 同一の事業所において事故を発生した日から一年を経過しない間に発生した事故
二 前号に規定する事故以外の事故

都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（危険のおそれのない場合の特例）
第九十七条 第六条から第九条まで、第十二条から第十四条まで、第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条及び第六十条に規定する基準並びに試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第六十二条の規定による保安統括者の選任の基準については、経済産業大臣が高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（適用除外）
第九十八条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山においては、第十九条、第四十八条から第五十条まで、第五十八条及び第六十条の規定は、適用しない。

（条例等に係る適用除外）
第九十九条 第九十九条、第九十二条、第九十五条及び第九十六条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則 抄
1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

3 この省令の施行前に高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）以下

「旧規則」という。）第十一条、第十三条、第十四条の四、第十七条および第二十二條の三の規定により通商産業大臣が危険のおそれのないと認められた製造施設、製造の方法、販売施設、貯蔵所および消費施設については、この省令中これらに相当する規定により通商産業大臣が危険のおそれのないものと認められたものとみなす。

5 通商産業大臣の行なつた丙種化学主任者免状にかかると高圧ガス作業主任者試験に合格している者については、第二十六条および第二十七条の規定については、第二十六条中「その丙種化学主任者免状にかかると高圧ガス作業主任者試験を行なつた都道府県知事。以下次条において同じ。」とあるのは「居住地を管轄する都道府県知事」と、第二十七条中「通商産業大臣」とあるのは「当該作業主任者免状の交付を行なつた都道府県知事（昭和四十三年六月一日以前に丙種化学主任者免状の交付を受けている者が同日以後における最初の再交付を受けようとする場合にあつては、居住地を管轄する都道府県知事）」とする。

6 この省令施行前に旧規則の規定に基づいて交付された第一種販売主任者免状は、この省令の規定に基づく第二種販売主任者免状とみなす。
7 この省令の施行前に旧規則の規定に基づいて交付された第二種販売主任者免状は、当該免状に指定された区分に応じ、それぞれこの省令の規定に基づく第二種販売主任者免状とみなす。

8 この省令の施行前に旧規則第十一条第一項第一号の五の規定により通商産業大臣が指定した地域における貯槽については、第九条第二項および第五十九条第二項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附則（昭和四二年一〇月八日通商産業省令第一一八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四二年四月二日通商産業省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四二年一月一〇日通商産業省令第一五〇号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月十五日から施行する。
附則（昭和四三年二月七日通商産業省令第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 この省令による改正前の液化石油ガス保安規則（以下「旧規則」という。）第二条第一号の改正規定及び第二条の次に十二章を加える改正規定のうち第六条第一項第二十号に係る部分であつて配管に係るもの、平成十年四月一日

二 第二条の次に十二章を加える改正規定のうち第二十四条第四号に係る部分、平成十年四月一日

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者に係る第一種保安物件については、この省令による改正後の液化石油ガス保安規則（以下「新規則」という。）第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 現に法第五条第一項若しくは法第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は法第五条第二項若しくは法第十四条第四項の届出を行っている者

二 現に法第十六条第一項若しくは法第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は法第十七条の二第一項若しくは法第十九条第四項の届出を行っている者

第三条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

一 第一種製造者であつて新規則第六条第一項第一号の製造設備が定六号（同規則第八條第一項第一号）の製造設備である者項で準用する場合を含む

二 第二種製造者のおう新規則第十二条第一号の処理能力が三十立方規定のうち同規則第六条メートル以上である者第一項第十六号に係る部分（同規則第十二条第三号）で準用する場合を含む

三 法第十五条第一項新規則第十九条第一号の規定により高压ガスの貯蔵をする者

四 貯槽により貯蔵す新規則第二十三条第一項第一号の貯蔵所において規定のうち同規則第六号の貯蔵所を貯蔵す条第一項第十六号に係る部分

五 貯槽により貯蔵す新規則第二十七条第一号の第二種貯蔵所において規定のうち同規則第六号の高压ガスを貯蔵す条第一項第十六号に係る部分

六 特定高压ガス消新規則第五十三条第一項第十五号

第四条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる者に該当している者については、それぞれ当該各号に掲げる規定のうち配管に係る部分は、適用しない。

一 第一種製造者であつてその製造設備が定置式製造設備であるもの、新規則第六条第一項第二十号

二 第二種製造者であつてその処理能力が三十立方メートル以上であるもの、新規則第十二条第一号の規定のうち同規則第六条第一項第二十号に係る部分

三 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所において高压ガスを貯蔵する者、新規則第二十三条の規定のうち同規則第六条第一項第二十号に係る部分

四 貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所において高压ガスを貯蔵する者、新規則第二十六条第一号で引用する同規則第二十三条の規定のうち同規則第六条第一項第二十号

第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、液化石油ガススタンドである製造施設において高压ガスの製造を行っている者については、新規則第八條第一項第二号の規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行の際現に旧法第六十条第三号の基準により貯蔵している者については、新規則第二十四条第四号の基準は、適用しない。

第七条 この省令の施行前に旧規則第十三条、第十九条第二号、第四十一条、第六十一条又は第七十五条第二項の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないと認めた基準については、新規則第九十七条の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないものと認めた基準とみなす。

第八条 この省令の施行前に旧規則第六十四条各号に掲げる事項を記載した書面を添えて、高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第十四号。以下「改正法」という。）による改正前の高压ガス取締法第二十二條第一項の届出を行った者であつて改正法による改正後の高压ガス保安法第二十二條第一項の検査を受けようとする者については、新規則第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の輸入高压ガス明細書を提出したものとみなす。

第九条 この省令の施行の際現に旧規則第六十七條第十五号の規定により高压ガスの製造の作業に関する一年以上の経験を有する者として高压ガスの移動の監視を行っている者については、新規則第四十八條第十五号の規定にかかわらず、従前の例により高压ガスの移動について監視することができる。

第十条 この省令の施行の際現にその処理能力が百立方メートルである第一種製造者にあつては、新規則第六十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例により保安統括者を選任することを要しない。

第十一条 第一種製造者又は第二種製造者は、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日まで旧規則第二十条の規定により講習を受けた者に、新規則第六十六条第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に第二回又は第三回以降の法第二十七条の二第六項（法第二十七条の三第三項で準用する場合を含む。）で規定する講習を受けなければならない。

第十二条 この省令の施行前に一般高压ガス保安規則の適用を受けた液化石油ガスを販売する販売業者であつて、この省令の施行の際現に第一種販売主任者免状の交付を受けている者を販売主任者に選任している販売業者にあつては、新規則第七十条第二項の規定に基づく販売主任者を選任しているものとみなす。

第十三条 この省令の施行前に交付された収去証の様式については、新規則様式第五十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 この省令の施行前に、高压ガス保安法第六十二条第六項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させた証票は、新規則様式第五十六の様式に関わらず、なお従前の例による。

第十五条 この省令の施行前に一般高压ガス保安規則の適用を受け、この省令の施行により新たに新規則の適用を受ける者については、一般高压ガス保安規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

に新規則の適用を受ける者については、一般高压ガス保安規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の施行に關し必要な経過措置は、告示で定める。

附則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七條から第十條まで及び第十二條から第十五條までの規定は、平成九年四月二日から施行する。

附則（平成九年四月二四日通商産業省令第八五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月一八日通商産業省令第一一〇号）
 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年九月三〇日通商産業省令第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四〇号）第五條第一項の規定による許可を受けている製造施設（改正後の液化石油ガス保安規則第八條第一項第三号に規定するデイスパンサーを除く。）については、改正後の液化石油ガス保安規則第八條第一項第二号から第四号までの規定は適用せず、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月三〇日通商産業省令第八八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附則（平成一二年三月一日通商産業省令第二三〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一九日経済産業省令第一二二号）抄

第一条 この省令は、平成二二年三月三十一日から施行する。

附則（平成二四年一月二二日経済産業省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、液化石油ガス保安規則第二条及び第十三条の改正規定は、平成二四年四月一日から施行する。

（液化石油ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際に法第五条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は同条第二項の届出を行っている者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則第二条第一項第十五号並びに第十三条第一項第二号、第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二五号）

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月二九日経済産業省令第一一号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年一月二二日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年十二月二十七日）から施行する。

附則（平成二六年三月一七日経済産業省令第一一号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年二月二四日経済産業省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年九月二九日経済産業省令第六八号）

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年十月一日）から施行する。ただし、改正規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月一日経済産業省令第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月二二日経済産業省令第一四号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年五月八日経済産業省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日経済産業省令第八三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の液化石油ガス保安規則第七十七条第二項の規定により都道府県知事に対してされている届出で、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後においてこの省令による改正後の液化石油ガス保安規則第七十七条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長に対して行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長に対してされた届出とみなす。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第一条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号二、第三条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第三項の改正規定、第五条中コンピナート等保安規則第二条第一項第五号二の改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第六条及び第二十三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月一四日経済産業省令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに第三条中様式第三十七、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十七及び様式第五十七の二の改正規定 公布の日

（経過措置）

第二条 この省令の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。以下本文において同じ。）の際に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている者であつて、この省令の施行の際に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第十項、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第十項の規定、第四条による改正後の一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第十項の規定及び第六条による改正後のコンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二条第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることことができる。

3 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第十項、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第十項、第七号、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第二項第七号、第四十一条通商産業省令第五十二号）第六十一条第二項第七号、第四十一条通商産業省令第五十三号）第六十三条第二項第七号の規定及び第六条による改正後のコンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二条第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一日経済産業省令第三六号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和二年三月一七日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月三〇日経済産業省令第八二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月二二日経済産業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二一日経済産業省令第六一号）
この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合	第六条第一 事業所の境界線の明示及び警備第一号の戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する。

二 第六条第二 貯蔵設備及び処理設備の外面第一種設備距安物件に対する距離を巻尺その他離及び第二種測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。

三 第六条第三 前号の検査により、保安物件及び口の貯蔵で、貯蔵設備又は処理設備が地盤設備又は処理面下に埋設されていることを確認し、かつ、障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。

四 第六条第四 第二号の検査により、保安物件第一種第三号ハ件までの距離が足りない場合である貯蔵設備又つて、かつ貯蔵設備又は処理設備は処理設備に地盤面下に設置されていないも講じた防火上について、防火上及び消火上有効な措置の有効な措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を実験又はその記録により検査する。

五 第六条第五 貯槽及び貯槽室等の設置状況第一項第五号のを目視等、図面及び記録により検査する。

六 第六条第六 貯槽の地盤面下にある部分の第一項第六号の腐食を防止する措置の状況を目視下に埋設された貯槽の腐食防止措置

七 第六条第七 製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実験又はその記録により検査する。

八 第六条第八 貯槽の外面から他の貯槽又は貯槽間の距離

九 第六条第九 貯槽の周囲から、液化石油ガス貯槽であることが容易に識別の貯槽である況を目視等により検査する。

十 第六条第十 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

十一 第六条第十一 防液堤の内側及び規定距離第一項第十一の範囲内に設置されている設備又は防液堤内は施設の種別等により検査及び周辺の設し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

十二 第六条第十二 製造設備を設置する室のガ第一項第十二が漏えいしたとき滞留しない構造を設置する室に応じ図面又は記録により検査する。

十三 第六条第十三 ガス設備の気密な構造を、第一項第十三組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。

十四 第六条第十四 ガス設備に使用されている第一項第十四材料を記録又は図面により検査する。

十五 第六条第十五 高圧ガス設備の基礎の状況第一項第十五を記録又は図面により検査し、貯槽の高圧ガス槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。

十六 第六条第十六 貯槽の沈下の程度を測定する第一項第十六のためのベンチマーク等の設備が貯槽の沈設けられていることを、目視等又は状況の測定は記録により検査する。

十七 第六条第十七 高圧ガス設備を耐圧試験用第一項第十七設備を用いた常用の圧力の一・五号の高圧ガス倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。ただし、当該設備が移設等に係るものであつて、当該設備の内部及び外部について、目視等及び経済産業大臣が定める非破壊検査設備を用いた測定又はその記録により欠陥の有無を検査し、当該設備に割れ、傷、腐食等の欠陥がないことが確認された場合、又は発見された欠陥がグラインダー加工等で補修できる程度の軽微なものであつて、当該補修部分を非破壊検査設備を用いた測定による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。

十八 第六条第十八 貯槽の周囲から、液化石油ガス貯槽であることが容易に識別の貯槽である況を目視等により検査する。

十九 第六条第十九 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十 第六条第二十 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十一 第六条第二十一 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十二 第六条第二十二 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十三 第六条第二十三 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十四 第六条第二十四 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十五 第六条第二十五 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十六 第六条第二十六 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十七 第六条第二十七 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

二十八 第六条第二十八 貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等貯槽の周囲のにより検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

<p>十八 第六十八 高压ガス設備を耐圧性能の第一項第十八確認後の組立状態において、気密号の高压ガス試験用設備を用いた常用の圧力以設備の気密試験上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。</p> <p>十九 第六十九 高压ガス設備が十分な強度第一項第十九を有していることを非破壊検査設備の高压ガス等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、計算による強度の算定が困難なもの等の場合は、常用の圧力の四倍の圧力で行う耐圧試験若しくはその記録による検査又は抵抗線ひずみ計による応力の測定若しくはその記録による検査に代えることができる。</p>	<p>二十五 第六二十五 貯槽に設けられた液面計第一項第二の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計の液化する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあっては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十六 第六二十六 貯槽の配管に設けたバルブ第一項第二の設置状況を目視等、図面等に検査する。</p> <p>二十七 第六二十七 貯槽の配管に講じた液化第一項第二石油ガスが漏えいしたときに安全十六号の貯槽に、かつ、速やかに遮断するための配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十八 第六二十八 高压ガス設備に係る電気第一項第二の設置位置及び防振性能を有するガス七号の高压構造であることを目視等による検査する。</p> <p>二十九 第六二十九 貯槽及びその支柱に講じた第一項第二十分耐熱性を有するための措置十八号の貯槽置又は有効に冷却するための措置及びその支柱の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十 第六三十 製造施設に設置されたガス第一項第二十の漏えいを検知し、かつ、警報する九号の製造施設のための設備の設置状況を目視等、図面等により検査し、かつ、警報する設備の設置状況を目視等により検査する。</p> <p>三十一 第六三十一 製造設備について、静電第一項第三気を除去する措置の状況を目視等</p>
<p>三十号の製造施設によるほか、記録等により検査する。備の静電気を除去する装置。</p> <p>三十二 第六三十二 製造施設の防火設備の第一項第三設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十三 第六三十三 製造施設に講じた停電等第一項第三により当該設備の機能が失われる十二号の製造ことのない措置の状況を目視等に施設に講じたよるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十四 第六三十四 通報を速やかに行うための第一項第三の措置の状況を目視等及び図面に十三号の通報より検査し、当該措置の機能を実を速やかに行際で使用して検査する。</p> <p>三十五 第六三十五 作業員がバルブ又はコック第一項第三を適切に操作することができる十四号の製造ような措置の状況を目視等により設備のバルブ検査する。</p> <p>三十六 第六三十六 容器置場の警戒標第一項第三の状況を目視等により検査する。</p> <p>三十七 第六三十七 容器置場の外面から第一項第三種保安物件及び第二種保安物件に十五号ハの容対する距離を巻尺その他の測定器種置場の第一具を用いた測定又は図面により検査し、当該測定において規定の距離を満たしていることとが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>三十八 第六三十八 容器置場の障壁の設置状況第一項第三を目視等及び図面により検査する。</p> <p>三十九 第六三十九 容器置場の障壁</p>	<p>二十六 第六二十六 貯槽の配管に設けたバルブ第一項第二の設置状況を目視等、図面等に検査する。</p> <p>二十七 第六二十七 貯槽の配管に講じた液化第一項第二石油ガスが漏えいしたときに安全十六号の貯槽に、かつ、速やかに遮断するための配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十八 第六二十八 高压ガス設備に係る電気第一項第二の設置位置及び防振性能を有するガス七号の高压構造であることを目視等による検査する。</p> <p>二十九 第六二十九 貯槽及びその支柱に講じた第一項第二十分耐熱性を有するための措置十八号の貯槽置又は有効に冷却するための措置及びその支柱の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十 第六三十 製造施設に設置されたガス第一項第二十の漏えいを検知し、かつ、警報する九号の製造施設のための設備の設置状況を目視等、図面等により検査し、かつ、警報する設備の設置状況を目視等により検査する。</p> <p>三十一 第六三十一 製造設備について、静電第一項第三気を除去する措置の状況を目視等</p>
<p>三十九 第六三十九 充填容器の容器置場に講第一項第三した直射日光を遮るための措置の十五号ホの充状況を目視等によるほか、図面又充填容器の容器は記録により検査する。</p> <p>四十 第六四十 容器置場のガスが漏えいし第一項第三たとき滞留しない構造を目視等に五号への容器よるほか、必要に応じて図面又は記置場のガスが録により検査する。</p> <p>四十一 第六四十一 二階建の容器置場の構造第一項第三を巻尺その他の測定器具を用いた十五号トの二測定又は図面により検査する。</p> <p>四十二 第六四十二 容器置場の消火設備の設置第一項第三置状況を目視等及び記録により検査する。</p> <p>四十三 第六四十三 導管の設置されている場第一項第三の状況を目視等又は図面若しくは十六号イの導は記録により検査する。</p> <p>四十四 第六四十四 地盤面上の導管の設置状況第一項第三置を目視等により検査し、当該導十六号口の地管に係る標識の記載内容及び設置盤面上の導管状況を目視等又は記録により検査の設置及びそする。</p> <p>四十五 第六四十五 地盤面下の導管の埋設状況第一項第三置を目視等又は図面若しくは記録十六号ハの地により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視の埋設及びそ等又は記録により検査する。</p> <p>四十六 第六四十六 水中の導管の設置状況を第一項第三図面又は記録により検査する。</p> <p>四十七 第六四十七 導管を耐圧試験用設備を</p>	<p>三十号の製造施設によるほか、記録等により検査する。備の静電気を除去する装置。</p> <p>三十二 第六三十二 製造施設の防火設備の第一項第三設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十三 第六三十三 製造施設に講じた停電等第一項第三により当該設備の機能が失われる十二号の製造ことのない措置の状況を目視等に施設に講じたよるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十四 第六三十四 通報を速やかに行うための第一項第三の措置の状況を目視等及び図面に十三号の通報より検査し、当該措置の機能を実を速やかに行際で使用して検査する。</p> <p>三十五 第六三十五 作業員がバルブ又はコック第一項第三を適切に操作することができる十四号の製造ような措置の状況を目視等により設備のバルブ検査する。</p> <p>三十六 第六三十六 容器置場の警戒標第一項第三の状況を目視等により検査する。</p> <p>三十七 第六三十七 容器置場の外面から第一項第三種保安物件及び第二種保安物件に十五号ハの容対する距離を巻尺その他の測定器種置場の第一具を用いた測定又は図面により検査し、当該測定において規定の距離を満たしていることとが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>三十八 第六三十八 容器置場の障壁の設置状況第一項第三を目視等及び図面により検査する。</p> <p>三十九 第六三十九 容器置場の障壁</p>
<p>四十 第六四十 容器置場のガスが漏えいし第一項第三たとき滞留しない構造を目視等に五号への容器よるほか、必要に応じて図面又は記置場のガスが録により検査する。</p> <p>四十一 第六四十一 二階建の容器置場の構造第一項第三を巻尺その他の測定器具を用いた十五号トの二測定又は図面により検査する。</p> <p>四十二 第六四十二 容器置場の消火設備の設置第一項第三置状況を目視等及び記録により検査する。</p> <p>四十三 第六四十三 導管の設置されている場第一項第三の状況を目視等又は図面若しくは十六号イの導は記録により検査する。</p> <p>四十四 第六四十四 地盤面上の導管の設置状況第一項第三置を目視等により検査し、当該導十六号口の地管に係る標識の記載内容及び設置盤面上の導管状況を目視等又は記録により検査の設置及びそする。</p> <p>四十五 第六四十五 地盤面下の導管の埋設状況第一項第三置を目視等又は図面若しくは記録十六号ハの地により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視の埋設及びそ等又は記録により検査する。</p> <p>四十六 第六四十六 水中の導管の設置状況を第一項第三図面又は記録により検査する。</p> <p>四十七 第六四十七 導管を耐圧試験用設備を</p>	<p>二十六 第六二十六 貯槽の配管に設けたバルブ第一項第二の設置状況を目視等、図面等に検査する。</p> <p>二十七 第六二十七 貯槽の配管に講じた液化第一項第二石油ガスが漏えいしたときに安全十六号の貯槽に、かつ、速やかに遮断するための配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十八 第六二十八 高压ガス設備に係る電気第一項第二の設置位置及び防振性能を有するガス七号の高压構造であることを目視等による検査する。</p> <p>二十九 第六二十九 貯槽及びその支柱に講じた第一項第二十分耐熱性を有するための措置十八号の貯槽置又は有効に冷却するための措置及びその支柱の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十 第六三十 製造施設に設置されたガス第一項第二十の漏えいを検知し、かつ、警報する九号の製造施設のための設備の設置状況を目視等、図面等により検査し、かつ、警報する設備の設置状況を目視等により検査する。</p> <p>三十一 第六三十一 製造設備について、静電第一項第三気を除去する措置の状況を目視等</p>

<p>十六号ホの導の耐圧試験 管の耐圧試験</p>	<p>使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。</p>	<p>五十四 第六五十四 通報を速やかに行うための措置 十六号ヌの事より検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。</p>	<p>三 第九条第三 第一項第十七号から第十九号 一 項第三号までに掲げる完成検査の方法による検査を行う。</p>
<p>四十八 第六四十八 導管を気密試験用設備を 条第一項第三用いた常用の圧力以上の圧力で 十六号ホの導う気密試験又はその記録により 管の気密試験 査する。</p>	<p>は、その記録により検査する。</p>	<p>た通報を速やかに行うための措置 2 製造設備 が第二種製造 設備である製 造施設の場合 一 項で準用す 第七号、第十 二号から第十 四号まで、法 により検査を 行う。</p>	<p>四 第九条第四 製造施設の消火設備の設置状 一 項第四号の況を目視等及び記録により検査す 製造施設の消る。 五 第九条第五 第一項第三十六号から第三 一 項第五号で八号まで及び第四十号から第四 準用する第二十二号までに掲げる完成検査の方法 項第三十六号により検査を行う。</p>
<p>四十九 第六四十九 導管が十分な強度を有し 条第一項第三用いた常用の圧力以上の圧力で 十六号ホの導う気密試験又はその記録により 管の強度 査する。</p>	<p>計算による強度の算定が困難なも の等の場合は、常用の圧力の四倍 の圧力で行う耐圧試験若しくはそ の記録による検査又は抵抗線ひず み計による応力の測定若しくはそ の記録による検査に代えることが できる。</p>	<p>一 項で準用す第七号、第十二号から第十四号ま の前項第一号で、第十七号から第十九号まで、 から第四号まで第二十一号から第二十三号まで、 で、第七号、第二十八号及び第三十号から第四 第十二号から第十二号までに掲げる完成検査の方 第十四号まで、法により検査を行う。</p>	<p>五 第九号第五 第一項第三十六号から第三 一 項第五号で八号まで及び第四十号から第四 準用する第二十二号までに掲げる完成検査の方法 項第三十六号により検査を行う。</p>
<p>五十 第六五十 導管の内面及び外面の腐食 第一項第三十を防止するための措置の状況を目 六号トの導管視等又は記録により検査する。た の腐食を防止し、電気防食措置を講じた導管 するための措置については、対電位の測定又は その記録により検査する。</p>	<p>その記録により検査する。</p>	<p>二 第七号第二 高压ガス設備の基礎の状態 一 項で準用すを、目視等により検査する。</p>	<p>六 第六号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十一 第六五十一 導管の応力を吸収するた 条第一項第三の措置の状況を目視等及び記録 十六号トの導により検査する。</p>	<p>管の応力を吸 収するための 措置</p>	<p>三 第八号第二 製造設備 が移動式製造 設備である製 造施設の場合 一 項第九号第一 製造施設の周辺について、引 一 項第一号の火性又は発火性物質の有無を目視 製造施設の付等により検査する。 近の引火性物 質等の状況 二 第九号第二 警戒標の掲示の状況を目視等 一 項第二号のにより検査する。</p>	<p>七 第七号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十二 第六五十二 導管の温度の上昇を防止 条第一項第三の措置の状況を目視等及び 十六号チの導び記録により検査する。</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>四 製造設備 が移動式製造 設備である製 造施設の場合 一 項第九号第一 製造施設の周辺について、引 一 項第一号の火性又は発火性物質の有無を目視 製造施設の付等により検査する。 近の引火性物 質等の状況 二 第九号第二 警戒標の掲示の状況を目視等 一 項第二号のにより検査する。</p>	<p>八 第八号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十三 第六五十三 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>五 第八号第二 警戒標の掲示の状況を目視等 一 項第二号のにより検査する。</p>	<p>九 第九号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十四 第六五十四 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リハの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>六 第六号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十 第十号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十五 第六五十五 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リニの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>七 第七号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十一 第十一号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十六 第六五十六 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リヒの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>八 第八号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十二 第十二号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十七 第六五十七 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リロの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>九 第九号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十三 第十三号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十八 第六五十八 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リハの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>十 第十号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十四 第十四号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>五十九 第六五十九 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リニの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>十一 第十一号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十五 第十五号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>
<p>六十 第六六十 導管内の圧力の上昇を防 条第一項第三止するための措置の状況を目視等 十六号リヒの導及び記録により検査する。なお、 管内の圧力のパネ式安全弁等作動試験を行うこ 上昇を防止す が可能な装置については、その ための措置 機能を安全弁作動試験用器具若し</p>	<p>管の温度の上 昇を防止する ための措置</p>	<p>十二 第十二号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p>十六 第十六号第一 項第二号若しくは第十一号、又 は第九十七号の規定により経済産業大臣が認め た基準に係る完成検査の方法については、この 表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、 当該基準に適切であることと経済産業大臣が 認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p>

<p>三十四号及び第三十五号に掲げる検査項目 2 容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一 第二十四条第一号一 の第一種設備距離及び第二種設備距離</p>	<p>三十四号及び第三十五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。 二 第二十四条第二号 容器置場の障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。 三 第二十四条第三号 別表第一の第一項で準用する別表第一の三十六号及び第三十九号第一項第三十六号及び第四十二号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。 四 第二十四条第四号 別表第一の第一項で準用する別表第一の十七号から第十九号まで第一項第十七号からに掲げる完成検査の方法十九号までに掲げる検により検査を行う。 五 第二十四条第五号 別表第一の第一項第一項第三十六号から第四十二号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>	<p>状態の記録の検査をもつて、この表の各号に規定する記録による検査とすることができる。 別表第三 別表第四(第八十四条第一項関係) 削除 完成検査に係る認定の基準</p>	<p>備考 一 第二十三条で準用する第六条第一項第二号若しくは第十一号、又は第九十七条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該基準に應じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。 二 移設等に係る貯蔵設備であつて、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合にあつては、当該使用の経歴及び保管</p>
<p>行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>	<p>二 事業所 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的にしていること。</p>	<p>一 認定完了 認定完了検査を実施する組織(以下この表において「検査組織」という。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査組織の長は、特定変更工事(工事に係る協力会社の管理を含む。)に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、(以下「工事計画書等」という。)を工事責任者に作成させる責任を有している者が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。 五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確</p>	<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 本社が、一年に一回以上事業所及び保安管理(認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。)を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を</p>
<p>に定められ、かつ、文書化されていること。 六 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>	<p>一 認定完了 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>一 検査組織以外の組織(委員会等を含む。)により、検査管理を行うことができる体制になつていないことが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長(ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、</p>	<p>ハ 認定完了 検査の検査管理</p>

<p>イ 保安に 係る基本 勢</p>	<p>別表第五(第八十六条第一項関係)</p>	<p>甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。) 。は、経験五年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員(本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監督を行うものを除く。)が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類(チェックリスト等)が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になつていていること。</p>
<p>イ 保安に 係る基本 勢</p>	<p>別表第五(第八十六条第一項関係)</p>	<p>諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となること 四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理(認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。)を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>
<p>イ 保安に 係る基本 勢</p>	<p>別表第五(第八十六条第一項関係)</p>	<p>「認定保安検査」という 。の体制に ついて イ 運転を停止することなく保安検査を行うための適切な設備改善が行 二 前号の設備改善に關し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていていること。 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書(工程ごとの操業条件等)が明確に定められ、かつ、整備されていること。 一 認定保安検査を実施する組織(以下この表において「検査組織」という。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している者 三 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施され</p>
<p>イ 保安に 係る基本 勢</p>	<p>別表第五(第八十六条第一項関係)</p>	<p>二 認定保安検査の検査を含む。により、検査管理を行うことが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長(ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している者 三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員(本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し</p>

<p>監査を行うものを除く。)が所屬していること。 五 検査管理に関する規程・基準類(チェックリスト等)が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>備考 一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定保安検査実施者の申請をしよととする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。 二 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三ロの項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p>	<p>別表第六(第九十二条の七の三第 一項関係)</p>	<p>項目 1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保 一 保安に係る基本姿勢</p>	<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三 保安管理を担当する役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。)が選任されていること。 四 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会</p>
<p>等設置会社にあつては監査委員)の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。 一 本社又は事業所において、保安に関する法令(法、令及びこの規則をいう。)の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。 二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>2 保安に関するリスク管理の体制 一 本社の体制</p>	<p>一 役員(上欄一ロの項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。)を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることとが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理(認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらを検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善</p>	<p>二 事業所の体制 一 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的にしていること。</p>	<p>二 認定高度保安検査(以下この表において「認定高度完成検査」といふ)の体制 一 認定高度完成検査を実施する組織(以下この表において「完成検査組織」といふ。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 完成検査組織の長は、特定変更工事(工事に係る協力会社の管理を含む。)に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等(以下この表において「工事計画書等」といふ。)を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 完成検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録</p>
<p>等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。 五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六 完成検査組織に所屬している者(完成検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>	<p>三 認定高度保安実施者の行う完成検査(以下この表において「認定高度完成検査」といふ)の体制 一 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程(当該完成検査の方法が第九十二条の七の十第一項の規定に適合するものに限り。)に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 二 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 三 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>ハ 認定高度完成検査(認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。)を行うことができる体制になっていることが、</p>	<p>ロ 認定高度完成検査業務 一 完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程(当該完成検査の方法が第九十二条の七の十第一項の規定に適合するものに限り。)に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>ハ 認定高度完成検査(認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。)を行うことができる体制になっていることが、</p>

<p>四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」とい）の体制</p>	<p>明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p> <p>五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。</p> <p>また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていないこと。</p>
<p>ハ 認定高度保安検査業務</p>	<p>イ 運転を停止することなく保安検査を行うための適切な設備改善が行われ、かつ、保安検査業務が適切に行われていること。</p> <p>ロ 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていないこと。</p> <p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p> <p>四 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>五 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p> <p>四 保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>五 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第九十二条の七の十三第四項又は第五</p>
<p>ニ 認定高度保安検査等を含む）により、保安検査管理の検査管理</p>	<p>項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていないこと。</p> <p>五 保安検査組織以外の組織（委員等を含む）により、保安検査管理の検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていないこと。</p> <p>六 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>
<p>3 サイバサイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていないこと。</p>	<p>四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p> <p>五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。</p> <p>また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていないこと。</p>
<p>備考</p>	<p>一 上欄二一の項下欄第四号、上欄二二の項下欄第四号及び上欄二二の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p> <p>二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄二四イの項目については適用しないものとする。</p>

様式第1 (第3条関係)

様式第1 (第3条関係) (申請書提出人: 本人、特別委任者、特別委任者の子、特別委任者の配偶者、特別委任者の親族、特別委任者の代理人)

高圧ガス製造許可申請書 表紙	申請番号	
	受理年月日	年 月 日
名称 (申請者の名称を含む)		
事務所所在地		
内容事項 記号と事項	1. 高圧ガス保安法第46条第1項の規定に基づき許可を受けるの目的、業務上の目的及びその経緯(理由)等	
	2. この申請の目的とする設備の構造、材料、器具等について、その構造、材料、器具等が、その用途に適合することを示すこととなる理由等	
	3. 心身不健康により指定の高圧ガス製造等業務に行為を不能とするおそれのあること(職務等)を認め、許可を受けることとなる理由等	
	4. 指定の高圧ガス製造等業務に行為を不能とするおそれのあること(職務等)を認め、許可を受けることとなる理由等	
年 月 日	代理人 氏名	

備考 1 この用紙の形式等は、日本経済団体連合会から入手すること。
2 印刷の欄は記載しないこと。

様式第2 (第4条関係)

様式第2 (第4条関係) (申請書提出人: 本人、特別委任者、特別委任者の子、特別委任者の配偶者、特別委任者の親族、特別委任者の代理人)

高圧ガス製造事業届書 表紙	申請番号	
	受理年月日	年 月 日
名称 (申請者の名称を含む)		
事務所所在地		
年 月 日	代理人 氏名	

備考 1 この用紙の形式等は、日本経済団体連合会から入手すること。
2 印刷の欄は記載しないこと。

様式第3 (第10条関係)

様式第3 (第10条関係) (申請書提出人: 本人、特別委任者、特別委任者の子、特別委任者の配偶者、特別委任者の親族、特別委任者の代理人)

第一種製造等業務届書 表紙	申請番号	
	受理年月日	年 月 日
届出された第一種製造等業務の種類 (事業所の名称を含む)		
届出された事業所所在地		
承認番号(名称を含む)		
事務所 (本社) 所在地		
年 月 日	代理人 氏名	

備考 1 この用紙の形式等は、日本経済団体連合会から入手すること。
2 印刷の欄は記載しないこと。

様式第3の2(第10条の2関係)

様式第3の2(第10条の2関係) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査)

第二種製造事業承認済事業	承認	×監査番号	
		×受理年月日	年 月 日
承認された第二種製造事業の名称(事業所の名称を含む)			
承認された事業所の所在地			
承認者の名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)の所在地			
年 月 日			

代理人 氏名
 関
 備考 1 この関係の大半は、日本国産産物Aとすることを。
 2 ×の欄は記載しないこと。

様式第4(第15条関係)

様式第4(第15条関係) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査)

高圧ガス製造施設等	承認	×監査番号	
		×受理年月日	年 月 日
承認申請書	×許可番号		
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)の所在地			
事業所の所在地			
承認の種別			
年 月 日			

代理人 氏名
 関
 備考 1 この関係の大半は、日本国産産物Aとすることを。
 2 ×の欄は記載しないこと。
 3 二以上の承認申請書が同時に存在する場合に、[「変更の種別」の欄]に一括申請であることを記載すること。

様式第5(第16条関係)

様式第5(第16条関係) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査)

高圧ガス製造施設等	承認	×監査番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)の所在地			
事業所の所在地			
承認の種別			
年 月 日			

代理人 氏名
 関
 備考 1 この関係の大半は、日本国産産物Aとすることを。
 2 ×の欄は記載しないこと。

様式第6(第17条関係)

様式第6(第17条関係) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査) (甲) 監査委員(監査)

高圧ガス製造施設等	承認	×監査番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)の所在地			
事業所の所在地			
承認の種別			
年 月 日			

代理人 氏名
 関
 備考 1 この関係の大半は、日本国産産物Aとすることを。
 2 ×の欄は記載しないこと。
 3 二以上の承認申請書が同時に存在する場合に、[「変更の種別」の欄]に一括申請であることを記載すること。

様式第 1 1 (第 2 9 条関係) (甲) 債権者(個人・法人) 債権の種類(債権の種類) 債権の額(債権の額)

第一種債権者(債権者)の氏名	性別	年齢	住所
債権の種類	債権の額	債権の発生年月日	債権の消滅年月日
名称(債権者の名称を含む)			
事務所所在地			
代表者(代表者)の氏名			
年 月 日			

備考 1 この欄に記入するときは、日本国憲法第 4 条に基づき、
2 債権の種類は記載しないこと。

様式第 1 2 (第 3 0 条関係) (甲) 債権者(個人・法人) 債権の種類(債権の種類) 債権の額(債権の額)

第二種債権者(債権者)の氏名	性別	年齢	住所
債権の種類	債権の額	債権の発生年月日	債権の消滅年月日
名称(債権者の名称を含む)			
事務所所在地			
代表者(代表者)の氏名			
年 月 日			

備考 1 この欄に記入するときは、日本国憲法第 4 条に基づき、
2 債権の種類は記載しないこと。
3 以上の必要事項は全部記載し、債権の種類、債権の額、債権の発生年月日及び消滅年月日を記載すること。

様式第 1 3 (第 3 2 条関係) (甲) 債権者(個人・法人) 債権の種類(債権の種類) 債権の額(債権の額)

第三種債権者(債権者)の氏名	性別	年齢	住所
債権の種類	債権の額	債権の発生年月日	債権の消滅年月日
名称(債権者の名称を含む)			
事務所所在地			
代表者(代表者)の氏名			
年 月 日			

備考 1 この欄に記入するときは、日本国憲法第 4 条に基づき、
2 債権の種類は記載しないこと。

様式第 1 4 (第 3 2 条、第 3 3 条関係) (甲) 債権者(個人・法人) 債権の種類(債権の種類) 債権の額(債権の額)

第一種債権者(債権者)の氏名	性別	年齢	住所
債権の種類	債権の額	債権の発生年月日	債権の消滅年月日
名称(債権者の名称を含む)			
事務所所在地			
代表者(代表者)の氏名			
年 月 日			

備考 1 この欄に記入するときは、日本国憲法第 4 条に基づき、
2 債権の種類は記載しないこと。

様式第22（第42条関係）（伊予県産物・産物、伊予産産物・伊予産産物・伊予産産物）
（伊予産産物）

高知県伊予産産物	産物	伊予産産物 ×伊予産産物	年 月 日
名称（産産物の名称を記入）			
産産物（本社）所在地			
産産物所在地			
製造開始年月日			
年 月 日			

備考 1 ①の欄名の記入は、日本産産物輸入者とする。②の欄名の欄は記入しない。

様式第23（第42条関係）（伊予県産物・産物、伊予産産物・伊予産産物・伊予産産物）
（伊予産産物）

高知県伊予産産物	産物	伊予産産物 ×伊予産産物	年 月 日
名称（産産物の名称を記入）			
産産物（本社）所在地			
産産物所在地			
製造開始年月日			
年 月 日			

備考 1 ①の欄名の記入は、日本産産物輸入者とする。②の欄名の欄は記入しない。

様式第24（第43条関係）（伊予県産物・産物、伊予産産物・伊予産産物・伊予産産物）
（伊予産産物）

伊予産産物	産物	伊予産産物 ×伊予産産物	年 月 日
名称			
産産物（本社）所在地			
産産物所在地			
製造開始年月日			
年 月 日			

備考 1 ①の欄名の記入は、日本産産物輸入者とする。②の欄名の欄は記入しない。

様式第25（第44条関係）（伊予県産物・産物、伊予産産物・伊予産産物・伊予産産物）
（伊予産産物）

高知県伊予産産物	産物	伊予産産物 ×伊予産産物	年 月 日
名称（産産物の名称を記入）			
産産物（本社）所在地			
産産物所在地			
製造開始年月日			
年 月 日			

備考 1 ①の欄名の記入は、日本産産物輸入者とする。②の欄名の欄は記入しない。

様式第28の2(第51条の2関係)

様式第28の2(第51条の2関係) (甲)金融機関・銀行、(乙)信託会社・信用保証会社・信託業務代行
 (丙)債権回収・債権管理(債権回収)一般債権

特別高圧の圧電機等取扱業務	業種	×監理番号	年 月 日
		×受理年月日	
名称(債権者の名称を含む) (※名称が不明な場合は「〇〇株式会社」)			
事務所(※社)所在地			
代表取締役の氏名			
代表取締役の職名			
年 月 日	代表者 氏 名		

備考 1 〇の欄に〇と記入は、日本債権回収Aに該当すること。
 2 〇以外の欄に記載しないこと。

様式第29(第54条関係)

様式第29(第54条関係) (甲)金融機関・銀行、(乙)信託会社・信用保証会社・信託業務代行
 (丙)債権回収・債権管理(債権回収)一般債権

特別高圧の圧電機等取扱業務	業種	×監理番号	年 月 日
		×受理年月日	
名称(債権者の名称を含む) (※名称が不明な場合は「〇〇株式会社」)			
事務所(※社)所在地			
代表取締役の氏名			
代表取締役の職名			
年 月 日	代表者 氏 名		

備考 1 〇の欄に〇と記入は、日本債権回収Aに該当すること。
 2 〇以外の欄に記載しないこと。
 3 二以上の債権者の場合は別冊で行う場合を除く。「受取の債権」の欄に一
 覧掲載して必ず必ず記載すること。

様式第30(第56条関係)

様式第30(第56条関係) (甲)金融機関・銀行、(乙)信託会社・信用保証会社・信託業務代行
 (丙)債権回収・債権管理(債権回収)一般債権

特別高圧の圧電機等取扱業務	業種	×監理番号	年 月 日
		×受理年月日	
名称(債権者の名称を含む) (※名称が不明な場合は「〇〇株式会社」)			
事務所(※社)所在地			
代表取締役の氏名			
代表取締役の職名			
年 月 日	代表者 氏 名		

備考 1 〇の欄に〇と記入は、日本債権回収Aに該当すること。
 2 〇以外の欄に記載しないこと。

様式第31(第61条関係)

様式第31(第61条関係) (甲)金融機関・銀行、(乙)信託会社・信用保証会社・信託業務代行
 (丙)債権回収・債権管理(債権回収)一般債権

熱線受付専用係	業種	×監理番号	年 月 日
		×受理年月日	
名称(債権者の名称を含む) (※名称が不明な場合は「〇〇株式会社」)			
事務所(※社)所在地			
代表取締役の氏名			
代表取締役の職名			
年 月 日	代表者 氏 名		

備考 1 〇の欄に〇と記入は、日本債権回収Aに該当すること。
 2 〇以外の欄に記載しないこと。

様式第38（第77条、第78条、第80条、第82条の7の14関係）

様式第38（第77条、第78条、第80条、第82条の7の14関係）	
保 険 種 別	期 間
名称（事業所の名称を含む。）	
請求した特定業務及びその所在	
保険料の年月日 請求書提出日	
保 険 者 名	年 月 日 高圧ガス保安協会 協 会
期 間	年 月 日

備考 1 この関係のときは、日本損害保険協会の定める「高圧ガス保安協会」を指す。

様式第39（第78条、第80条、第92条の7の14関係）

様式第39（第78条、第80条、第92条の7の14関係）	
保 険 種 別	期 間
名称（事業所の名称を含む。）	
請求した特定業務及びその所在	
保険料の年月日 請求書提出日	
保 険 者 名	年 月 日 高圧ガス保安協会 協 会
期 間	年 月 日

備考 1 この関係のときは、日本損害保険協会の定める「高圧ガス保安協会」を指す。

様式第40（第78条、第80条、第92条の7の14関係）

様式第40（第78条、第80条、第92条の7の14関係）	
保 険 種 別	期 間
名称（事業所の名称を含む。）	
請求した特定業務及びその所在	
保険料の年月日 請求書提出日	
保 険 者 名	年 月 日 高圧ガス保安協会 協 会
期 間	年 月 日

備考 1 この関係のときは、日本損害保険協会の定める「高圧ガス保安協会」を指す。

様式第41（第79条、第80条、第92条の7の14関係）

様式第41（第79条、第80条、第92条の7の14関係）	
保 険 種 別	期 間
名称（事業所の名称を含む。）	
請求した特定業務及びその所在	
保険料の年月日 請求書提出日	
保 険 者 名	年 月 日 高圧ガス保安協会 協 会
期 間	年 月 日

備考 1 この関係のときは、日本損害保険協会の定める「高圧ガス保安協会」を指す。

様式第46 (第86条関係)

様式第46 (債権者届出) (平仮名で記入し、漢字、片仮名を併記し、半角カタカナは半角カタカナで記入してください。)

貸付保証人(保証人)	氏名	住所
名称(保証人の名称を記入)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
貸付の種類		
自己所有の財産を先行する保証施設		
譲渡担保(手立て)として自己所有の財産を先行する保証施設及びその譲渡担保施設		
貸付年月日及び貸付番号	年	月 日 番号
貸付の利率期間	()	
保証債務の償還の予定率		
備考		

代表者 氏名 肩

備考 ① この用紙の大半を占め、日本債権者届出Aとしてすること。
 ② 貸付の利率期間が空白の場合、()に空白、利率を併記して貸付利率を記載し、備考に「備考」を記入する。特に担保貸付保証施設を有する場合は担保の有無期間を記載する。

様式第47 (第87条関係)

様式第47 (債権者届出) (平仮名で記入し、漢字、片仮名を併記し、半角カタカナは半角カタカナで記入してください。)

貸付保証人(保証人)	氏名	住所
名称(保証人の名称を記入)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
申請の種類		
特許戻戻工事を先行する譲渡担保又は特許戻戻	年	月 日
備考		

代表者 氏名 肩

備考 ① ②の用紙の大半を占め、日本債権者届出Aとしてすること。
 ② ③の用紙を併記して記入すること。

様式第48 (第87条関係)

様式第48 (債権者届出) (平仮名で記入し、漢字、片仮名を併記し、半角カタカナは半角カタカナで記入してください。)

貸付保証人(保証人)	氏名	住所
名称(保証人の名称を記入)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
申請の種類		
特許戻戻工事を先行する譲渡担保又は特許戻戻	年	月 日
備考		

代表者 氏名 肩

備考 ① ②の用紙の大半を占め、日本債権者届出Aとしてすること。

様式第49 (第87条関係)

様式第49 (債権者届出) (平仮名で記入し、漢字、片仮名を併記し、半角カタカナは半角カタカナで記入してください。)

貸付保証人(保証人)	氏名	住所
名称(保証人の名称を記入)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
申請の種類		
自己所有の財産を先行する特許戻戻		
譲渡担保(手立て)として自己所有の財産を先行する特許戻戻及びその譲渡担保施設		
貸付年月日	年	月 日
備考		

代表者 氏名 肩

備考 ① ②の用紙の大半を占め、日本債権者届出Aとしてすること。
 ② ③の用紙を併記して記入すること。
 ③ 担保の戻戻に特許戻戻を併記して記入すること。
 ④ 担保の戻戻に特許戻戻を併記して記入し、譲渡担保を併記して特許戻戻に併記し、以上の順序で記入すること。特許戻戻の手続きは、自己所有の財産を先行する特許戻戻及びその譲渡担保施設に併記し、譲渡担保として記入すること。

様式第54（第92条関係）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）
 平成26年4月1日施行（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）

株式会社 株式会社 株式会社	代表取締役	年月日
名称（株式会社を記す）		
事務所（本社）所在地		
事務所所在地		
前回の承認年度の年月日	年月日	
検査年度期間	年月日	年月日
年月日	代表者 氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本縦書きにしてください。
 2 印刷の増刷はできません。
 3 郵送の用紙は、郵政省の定める用紙に、郵便番号4桁より郵便番号を記入し、及び住所のつたてを記入する日付を記入してください。
 4 検査の種別は、次の欄に記入してください。
 (1) 株式会社（株式会社）
 (2) 有限責任会社（有限責任会社）
 (3) 株式会社（株式会社）
 (4) 株式会社（株式会社）

様式第54の2（第92条の2関係）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）
 平成26年4月1日施行（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）

株式会社 株式会社 株式会社	代表取締役	年月日
名称（株式会社を記す）		
事務所（本社）所在地		
事務所所在地		
前回の承認年度の年月日	年月日	
検査年度期間	年月日	年月日
年月日	代表者 氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本縦書きにしてください。
 2 印刷の増刷はできません。

様式第54の3（第92条の3関係）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）
 平成26年4月1日施行（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）

株式会社 株式会社 株式会社	代表取締役	年月日
名称（株式会社を記す）		
事務所（本社）所在地		
事務所所在地		
前回の承認年度の年月日	年月日	
検査年度期間	年月日	年月日
年月日	代表者 氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本縦書きにしてください。
 2 印刷の増刷はできません。

様式第54の4（第92条の4関係）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）
 平成26年4月1日施行（平成26年4月1日施行）（平成26年4月1日施行）

株式会社 株式会社 株式会社	代表取締役	年月日
名称（株式会社を記す）		
事務所（本社）所在地		
事務所所在地		
前回の承認年度の年月日	年月日	
検査年度期間	年月日	年月日
年月日	代表者 氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本縦書きにしてください。
 2 印刷の増刷はできません。

様式第54の5 (第92条の2関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

氏名 (本職の名称を含む)	職名
業務所 (本社) 所在地	
業務所 所在地	
規定の欄	
規定に係る規定	
規定年月日及び規定	年 月 日
規定の欄	
規定	

代表者 氏名
 職
 備考 この関係の大きさは、日本企業関係Aとする。

様式第54の6 (第92条の5関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

氏名 (本職の名称を含む)	職名	受領年月日	年 月 日
業務所 (本社) 所在地			
業務所 所在地			
規定の欄			

代表者 氏名
 職
 備考 1. この関係の大きさは、日本企業関係Aとする。
 2. ※印は関係しないこと。

様式第54の7 (第92条の5関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

氏名 (本職の名称を含む)	職名	受領年月日	年 月 日
業務所 (本社) 所在地			
業務所 所在地			
規定の欄			

代表者 氏名
 職
 備考 1. この関係の大きさは、日本企業関係Aとする。
 2. ※印は関係しないこと。

様式第54の7の2 (第92条の7の2関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

氏名 (本職の名称を含む)	職名	受領年月日	年 月 日
業務所 (本社) 所在地			
業務所 所在地			
規定の欄			
規定に係る規定			
規定年月日及び規定			
規定の欄			
規定			

代表者 氏名
 職
 備考 1. この関係の大きさは、日本企業関係Aとする。
 2. ※印は関係しないこと。

様式第54の7の3（第92条の7の3関係）

株式会社〇〇〇（株式会社〇〇〇）

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら実施者を行う認定施設	
自ら実施者を行う認定施設	
譲渡を受けることにより実施者となる認定施設及びその譲渡履歴	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	
認定施設の種類および法等	
備考	

代表者 氏名 姓 名

様式第54の7の4（第92条の7の3関係）

株式会社〇〇〇（株式会社〇〇〇）

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら実施者を行う認定施設	
自ら実施者を行う認定施設	
譲渡を受けることにより実施者となる認定施設及びその譲渡履歴	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	
認定施設の種類および法等	
備考	

代表者 氏名 姓 名

様式第54の7の5（第92条の7の4関係）

株式会社〇〇〇（株式会社〇〇〇）

名称（事業所の名称を含む。）	調度品	認定
調度品		

代表者 氏名 姓 名

様式第54の7の6（第92条の7の6関係）

株式会社〇〇〇（株式会社〇〇〇）

認定年月日及び認定番号	更新番号	更新年月日
認定年月日及び認定番号	更新年月日	更新年月日
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所（本社）所在地		
事業所所在地		
更新の内訳		
年月日		

代表者 氏名 姓 名

備考：1. この欄の記入は、日本国憲法44条によること。
2. 内容の記載は任意である。

様式第54の7の7 (第92条の7の8関係)

様式第54の7の7 (第92条の7の8関係)	
登記簿記載事項	※登記簿記載事項
年月日	

備考 1 この情報の元は、日本実業銀行 A 4 とする。

備考 2 この情報は記載しない。

様式第54の7の8 (第92条の7の9関係)

様式第54の7の8 (第92条の7の9関係)	
登記簿記載事項	※登記簿記載事項
年月日	

備考 1 この情報の元は、日本実業銀行 A 4 とする。

備考 2 この情報は記載しない。

様式第54の7の9 (第92条の7の16関係)

様式第54の7の9 (第92条の7の16関係)	
通知書	
年月日	

備考 1 この情報の元は、日本実業銀行 A 4 とする。

備考 2 この情報は記載しない。

様式第55 (第94条関係)

様式第55 (第94条関係)	
登記簿記載事項	※登記簿記載事項
登記簿記載事項	※登記簿記載事項
年月日	

備考 1 この情報の元は、日本実業銀行 A 4 とする。

備考 2 この情報は記載しない。

